

(9) 食中毒事件等一覽

ア 食中毒事件一覧表

番号	発生日	原因施設	原因食品	主な食事の内容	病因物質	菌型、血清型 又は物質名	患者 数	喫食 者数	担当特別区 又は保健所
1	1月1日	飲食店(一般)	飲食店の食事	牛カツリ、カツ、牛 おもん等	腸管出血性大 腸菌	O157	1	7	品川区
2	1月1日	飲食店(一般)	焼肉店の食事	牛カツリ、ロース、豚 バラ、牛おもん、牛レ バー等	腸管出血性大 腸菌	O157	1	2	世田谷区
3	1月4日	飲食店(そうざ い)	仕出し弁当	豚肉と生揚げの炒 め物、カツとキュウ の酢の物、ごはん	ノロウイルス	GII	29	45	西多摩
4	1月7日	飲食店(一般)	会席料理	生鮓、馬刺し、も つ煮、なすの揚げ 出し等	ノロウイルス	GI、GII	10	17	港区
5	1月10日	その他	餅つきの餅		ノロウイルス	GII	136	340	杉並区
6	1月10日	飲食店(一般)	焼き貝料理	活白ハカリ、活鮓 等	ノロウイルス	GI、GII	3	3	中央区
7	1月10日	飲食店(一般)	生食用カキ	生鮓、刺身の盛り 合わせ等	ノロウイルス	GI、GII	6	6	新宿区
8	1月11日	飲食店(仕出 し)	弁当	鶏とエビのチリソース、 八宝菜、春巻き、 ゴボウカツ等	ウエルシュ菌	TW1、TW2、 Hobbs13	33	346	多摩府中
9	1月13日	飲食店(一般)	生カキを含む料 理	刺身(生鮓、マ ロ、イ、コバ 等)、天ぷら等	ノロウイルス	GII	2	5	新宿区
10	1月15日	飲食店(一般)	生食用カキ	生かきソース酢、刺 身、シーチキン、 ポテト等	ノロウイルス	GI、GII	16	21	品川区
11	1月16日	飲食店(一般)	イタリア料理	甲冑のトマト煮、き のこサラダ、ピッツア マリネ等	ノロウイルス	GII	41	60	新宿区
12	1月17日	飲食店(そば)	出前の食事	カツ重、天重、みそ 汁、漬物	ノロウイルス	GII	32	36	世田谷区
13	1月17日	飲食店(一般)	生食用カキ	生鮓、牛刺し、串 焼き盛り合わせ等	ノロウイルス	GI、GII	13	44	八王子市
14	1月17日	飲食店(すし)	寿司		ノロウイルス	GII	6	122	中野区
15	1月18日	飲食店(一般)	会食料理	オードブル、パスタ、 デザート	ノロウイルス	GII	19	不明	八王子市
16	1月18日	飲食店(一般)	生食用カキ	生食用鮓、素焼き 鮓、鮓フライ等	ノロウイルス	GI、GII	12	12	渋谷区
17	1月20日	つけ物製造業、 食料品等販売 業	鮓塩辛(かきム チ)		ノロウイルス	GI	3	不明	台東区
18	1月23日	飲食店(一般)	生食用カキ		ノロウイルス	GI、GII	12	14	中央区
19	1月23日	飲食店(一般)	宴会コース料理	オムレツ、ミックスサ ラダ、グラス、トワイ 等	ノロウイルス	GII	30	48	千代田区
20	1月23日	飲食店(一般)	ランチ定食	豚しょうが炒め、 鶏から揚げ甘辛ネ ギソース等	ノロウイルス	GII	6	21	多摩立川

番号	発生日	原因施設	原因食品	主な食事の内容	病因物質	菌型、血清型 又は物質名	患者 数	喫食 者数	担当特別区 又は保健所
21	1月23日	飲食店(一般)	宴会料理	鳥刺し、鶏 ^ハ 刺し、焼鳥、鶏唐揚げ、もつ鍋等	カンピロバクター	jejuni	5	7	中野区
22	1月24日	飲食店(旅館、ホテル)、飲食店(一般)	会席料理	平目の ^ワ 、牛 ^ワ 肉、スープ等	ノロウイルス	GII	25	62	港区
23	1月24日	集団給食(要許可)	寮の食事	白魚玉子とじ鍋、ふぐ皮 ^{ボン} 酢等	ノロウイルス	GII	12	13	豊島区
24	1月24日	飲食店(一般)	生食用カキ	^サ フライ、生 ^サ 、空豆、豚の角煮等	ノロウイルス	GI、GII	4	5	中央区
25	1月24日	飲食店(すし)	寿司店の食事		ノロウイルス	GII	4	124	世田谷区
26	1月26日	飲食店(一般)	しじみの醤油漬	しじみの醤油漬、臭豆腐、小籠包等	ノロウイルス	GII	2	6	新宿区
27	1月29日	飲食店(一般)	生食用カキ	生 ^サ 、白子 ^{ボン} 酢、刺身盛り合わせ、かき雑炊等	ノロウイルス	GI、GII	7	14	世田谷区
28	1月30日	飲食店(すし)	飲食店の食事	先付け、前菜、お吸い物、刺身、焼物、煮物、寿司等	ノロウイルス	GII	11	105	多摩立川
29	1月30日	飲食店(一般)	生カキボン酢	海老の ^サ 巻揚、 ^{グリーン} 、生 ^サ ボン酢、 ^{アンチョビ} ポテト、他	ノロウイルス	GI、GII	14	24	目黒区
30	1月31日	飲食店(一般)	生食用カキ	生かき、いかの ^ホ 焼き、穴子の ^ワ 等	ノロウイルス	GII	3	4	新宿区
31	1月31日	飲食店(一般)	仕出し料理	^{イタリ} 、生 ^ハ と ^サ の盛り合わせ等	ノロウイルス	GII	12	22	港区
32	1月31日	飲食店(一般)	飲食店の食事 (ラーメン・チャーハンセット)		ウエルシュ菌	TW43	17	21	多摩府中
33	2月1日	飲食店(一般)	ラーメン、チャーハンセット	ラーメン、チャーハン、 ^{キャ} パツの ^サ 、スープ、杏仁豆腐等	ノロウイルス	GI	5	10	豊島区
34	2月6日	飲食店(一般)	しゃぶしゃぶ食べ放題、しゃぶしゃぶランチ	かぶの煮物そぼろあん、海鮮 ^サ 、しゃぶしゃぶ等	ノロウイルス	GI	13	27	千代田区
35	2月7日	飲食店(仕出し)	仕出し弁当		ノロウイルス	GII	24	44	大田区
36	2月8日	飲食店(一般)	飲食店の食事	焼、造り(マグロ、 ^{ブリ} 等)、煮物、焼物等	ノロウイルス	GII	5	6	中央区
37	2月9日	飲食店(そば)	会食料理	生 ^ハ 、刺身(サモ ^ン 、ほたて、 ^{ブリ})、すき焼き等	ノロウイルス	GII	5	13	新宿区
38	2月11日	飲食店(一般)	サラダ	^{ステーキ} 、 ^{ソー} 等	ノロウイルス	GII	8	12	江戸川区
39	2月18日	飲食店(一般)	生食用カキ	殻付き生 ^サ 、たこわさび、 ^{アジ} の ^サ 等	ノロウイルス	GI、GII	4	6	大田区

番号	発生日	原因施設	原因食品	主な食事の内容	病因物質	菌型、血清型 又は物質名	患者 数	喫食 者数	担当特別区 又は保健所
40	2月26日	飲食店(一般)	生食用カキ	生かき、焼きかき、 蚌のソリット、かきフライ、 野菜炒め等	ノロウイルス	GI、GII	2	2	新宿区
41	3月3日	飲食店(一般)	会食料理	焼き鳥、茶漬け等	ノロウイルス	GII	2	43	豊島区
42	3月6日	飲食店(旅館、 ホテル)	会食料理	桜鯛ボイル、牛サロイ ステーキ、酢の物等	ノロウイルス	GII	19	48	千代田区
43	3月13日	飲食店(一般)	炭火焼きはまぐり (ホビノス貝)	刺身盛り合わせ、 鶏唐揚げ、炭火焼 ハマグリ等	ノロウイルス	GI、GII	6	11	豊島区
44	3月14日	その他	カキのキムチ		ノロウイルス	GI、GII	6	10	千代田区
45	3月16日	飲食店(すし)	生食用カキ	刺身盛り合わせ、 握りずし、生かき等	ノロウイルス	GI、GII	11	19	多摩立川
46	3月27日	飲食店(一般)	生姜焼き・唐揚 げ定食		ノロウイルス	GII	8	24	品川区
47	3月27日	飲食店(一般)	蟹とアボカドの生 春巻き及びサラダ	きみなごのエキパッ シュ、蟹とアボカド の生春巻き等	ノロウイルス	GII	32	131	新宿区
48	3月28日	飲食店(一般)	コース料理	ステーキ、かきとスッ キニのステーキ、和牛 フライ等	ノロウイルス	GII	5	6	中央区
49	4月1日	飲食店(すし)	持ち帰り寿司		ノロウイルス	GII	53	95	八王子市
50	4月1日	飲食店(旅館、 ホテル)	旅館の食事	ソーカツ丼、麻婆豆 腐、かき刺身、煮 込みうどん等	不明		10	20	島しょ
51	4月7日	飲食店(一般)	会食料理	筍やわかか煮、ス テイク入りボテサラダ 等	ノロウイルス	GI	10	14	渋谷区
52	4月13日	集団給食(要許 可)	社員食堂の食事	ハエグサ、鮭の香草 焼き、鯖の味噌煮 等	ノロウイルス	GI	81	不明	千代田区
53	4月13日	飲食店(一般)	会席料理	牛ハチ刺し、焼肉 (タツ、カビ)、チ リ、チリ等	カンピロバク ター	je juni	5	8	港区
54	4月17日	飲食店(一般)	飲食店の食事	牛ハチおろしボソ 酢、温泉玉子のシー ザーサラダ等	ノロウイルス	GII	27	56	葛飾区
55	4月21日	飲食店(一般)	会食料理・春の パーティーメニュー	地鶏のたたき、 じゃがいもがら風 ブルスケッ、ステーキ等	カンピロバク ター	je juni	17	34	千代田区
56	4月23日	飲食店(一般)	はまぐり焼き物	塩コブきゃべつ、 シーフードサラダ、炙り ベーコン等	ノロウイルス	GI、GII	10	18	品川区
57	4月24日	飲食店(一般)	岩カキ	お造り、岩かき(生 かき(ホソ酢)、フライ、 焼き)、焼物等	ノロウイルス	GI、GII	10	20	文京区
58	4月24日	飲食店(一般)	宴会料理(牛刺 し、牛ハチ刺 し、牛ハチ刺しを 含む)	シーザーサラダ、肉刺 し盛り、串焼き等	カンピロバク ター	je juni	5	56	文京区

番号	発生日	原因施設	原因食品	主な食事の内容	病因物質	菌型、血清型 又は物質名	患者 数	喫食 者数	担当特別区 又は保健所
59	5月3日	飲食店(一般)	飲食店の食事	焼鳥類、サガ、青 菜のお浸し等	カンピロバク ター	jejuni	3	6	杉並区
60	5月14日	飲食店(一般)	スープ煮定食	にこごり、生サガ、 刺し、もも肉胡椒 焼、スープ鍋等	カンピロバク ター	jejuni	5	5	墨田区
61	5月19日	飲食店(一般)	飲食店の食事	鶏サガ、鶏刺 身、水ナス刺身、ハ ミ焼き、キハツ等	サルモネラ	07	3	不明	千代田区
62	5月22日	飲食店(一般)	会食料理	サガ、刺身、煮 物、焼物、地鶏の たたき、揚げ物等	カンピロバク ター	jejuni	9	27	町田
63	5月23日	その他	ハーベキュー大会の 食事	牛サガ、鶏手羽先、 アラカサ、サガ、カ レーライス、すいか等	カンピロバク ター	jejuni	12	98	江東区
64	5月24日	不明	不明		アニサキス	Anisakis simplex sensu stricto	1	1	足立区
65	5月26日	その他	かつおの刺身		カンピロバク ター	jejuni	44	147	葛飾区
66	5月31日	飲食店(弁当)	ステーキ弁当		黄色ブドウ球菌	コアグラセ II 型、エンテロトキソ D	14	18	中央区
67	5月31日	飲食店(一般)	会食料理	サガ刺し、鳥わ さ、串焼き、フライ ドポテト等	カンピロバク ター	jejuni	7	12	多摩小平
68	6月10日	飲食店(一般)	会食料理	サガ、鶏刺しの盛 り合わせ、串焼 き、厚焼き玉子等	カンピロバク ター	jejuni	7	7	多摩府中
69	6月11日	飲食店(一般)	鶏肉料理	焼き鳥、鶏煮込、 手羽揚、とりユッケ 等	カンピロバク ター	jejuni	21	53	八王子市
70	6月13日	不明	不明		カンピロバク ター	jejuni	2	不明	千代田区
71	6月14日	その他	賄いの食事	豚肉と白菜のクリーム 煮、羊のサガ刺し 等	カンピロバク ター	jejuni	9	16	港区
72	6月15日	その他	梅サガース及び麦 茶		ノロウイルス	GII	57	93	杉並区
73	6月21日	飲食店(一般)	鶏刺しを含む宴 会料理	地鶏ささみ刺しと サガ刺しの盛り合 わせ、焼鳥等	カンピロバク ター	jejuni/coli	16	18	新宿区
74	6月24日	飲食店(仕出 し)	仕出し弁当	カレーコロッケ、海老 チリソース煮、豚しゃ ぶサガ等	ノロウイルス	GII	8	8	新宿区
75	6月27日	飲食店(一般)	会食料理	海鮮サガミ、トッポ キ、チアヂェ、キム パ、白菜キムチ等	不明		9	450	港区
76	6月27日	飲食店(一般)	会食料理	焼きタガガニ、眼 張のサガ、クリーム チュウラタン、スープ等	ノロウイルス	GII	14	18	港区
77	7月2日	飲食店(すし)	寿司	中トロ、タイ、かつ お、加イ、するめ いか、甘エビ等	腸炎ビブリオ		6	9	杉並区

番号	発生日	原因施設	原因食品	主な食事の内容	病因物質	菌型、血清型 又は物質名	患者 数	喫食 者数	担当特別区 又は保健所
78	7月6日	飲食店(一般)	仕出し弁当	海鮮丼(スリガニ、 アサギ、イラ、シラス、 キウリ等)	サルモネラ	<i>Typhimurium</i>	19	23	新宿区
79	7月16日	その他	茹でジャガイモ		植物性自然毒	ソラニン類	9	20	南多摩
80	7月17日	飲食店(一般)	会食料理	アサギの佃煮巻き、 すくい豆腐、ハンバーグ等	ノロウイルス	GII	9	13	港区
81	7月27日	飲食店(一般)	串焼きコース料理	キウリの和え物、鶏 わさ、バー串、手 ごねつくね串等	サルモネラ、 カンピロバク ター	<i>S. Enteritidis</i> , <i>C. jejuni</i>	7	8	新宿区
82	7月27日	飲食店(一般)	飲食店の食事	特上カビ、上カ 塩、牛乳刺し等	腸管出血性大 腸菌	O157 VT1, 2	4	6	足立区
83	7月31日	飲食店(一般)	飲食店の食事	焼鳥、刺身(砂 肝、バー、むね、 ササミの湯引き)等	カンピロバク ター	<i>jejuni</i>	2	3	江東区
84	8月6日	飲食店(一般)	カレー弁当、かつ 丼弁当		黄色ブドウ球 菌	コアグラーゼ VI 型、エンテロトキシンB	2	3	豊島区
85	8月6日	不明	不明		カンピロバク ター	<i>jejuni</i>	20	不明	町田
86	8月7日	飲食店(一般)	弁当	刺身、天ぷら、加 かまとのマヨネーズ和 え等	腸炎ビブリオ	O1	4	7	練馬区
87	8月7日	集団給食(要許 可)	給食	ザーサイ豆腐、スイート ポテト、切り干し大 根の酢醤油等	腸管出血性大 腸菌	O157 VT1, 2	3	567	板橋区
88	8月8日	飲食店(仕出 し)	宅配寿司	マグロ、イ、アジ、 サメ、エビ、アサ ギ、イラ等	腸炎ビブリオ		19	23	多摩府中
89	8月16日	飲食店(一般)	飲食店の食事	バー刺し、カビ、 ロース、キムチ、オムレツ 等	腸管出血性大 腸菌	O157 VT1, 2	1	5	足立区
90	8月23日	魚介類販売業	刺身用生カツオ		アニサキス	<i>Anisakis pegreffii</i>	1	2	多摩小平
91	8月25日	飲食店(一般)	仕出し弁当		腸炎ビブリ オ、ビブリ オ・フルビア リス	O3:K6, O5:KUT	30	50	練馬区
92	8月25日	飲食店(一般)	海鮮丼定食	海鮮丼、厚揚げ豆 腐玉子とじ、ひじ きの煮物等	不明		9	9	港区
93	8月29日	菓子製造業	だんご		セレウス菌	Gilbert I 型	5	6	多摩府中
94	8月30日	集団給食(要許 可)	馬刺し	エビ炒り、お刺しとエビ のオードブル、馬刺 し、天ぷら等	不明		10	40	千代田区
95	8月30日	飲食店(旅館、 ホテル)	旅館の食事	カレー、サトウイモ、 おにぎり、スパゲッ ティ、豚生姜焼き等	サルモネラ	Enteritidis	17	33	島しょ
96	8月30日	飲食店(一般)	鶏胸肉のカパッ チを含む会食料 理	鶏胸肉のカパッ チ、地鶏炭火焼、 ササミ南蛮等	カンピロバク ター	<i>jejuni</i>	8	36	渋谷区

番号	発生日	原因施設	原因食品	主な食事の内容	病因物質	菌型、血清型 又は物質名	患者 数	喫食 者数	担当特別区 又は保健所
97	9月4日	飲食店(一般)	宴会料理	焼鳥、白ハボソ 酢、生野菜、蒸し 鶏、つくね焼き等	サルモネラ	Enteritidis	11	23	中野区
98	9月4日	飲食店(一般)	飲食店の食事	ナムル、カピ、ハ刺 し、しょうゆおぼ ろ、サタ等	カンピロバク ター	jejuni	7	13	品川区
99	9月5日	飲食店(一 般)、菓子製造 業	会食料理	サーモン、ロースビー フ、野菜スティック、牛 フィレ肉のステーキ	ノロウイルス	GII	18	51	豊島区
100	9月6日	飲食店(一般)	会食料理	サタ、鶏ハ刺 し、豚の角煮、ひ じきご飯等	カンピロバク ター	jejuni/coli	4	16	多摩小平
101	9月8日	飲食店(一般)	つけ麺		ウエルシュ菌	TW54	4	4	西多摩
102	9月11日	飲食店(一般)	飲食店の食事	白ハ刺(牛)、タ ン塩、かつお刺、 焼鳥、ししゃも等	カンピロバク ター	jejuni	6	6	江戸川区
103	9月11日	飲食店(一般)	飲食店の食事	サタ、カハ、チヨ、 ピキ等	ノロウイルス	GII	21	44	世田谷区
104	9月19日	その他	お祭りで提供さ れた食品	やきそば、フルボ ン、フランクフルト、フライ ドポテト等	ノロウイルス	GII	63	530	板橋区
105	9月23日	飲食店(仕出 し)	仕出し弁当のお かず(コーヤチャン プル)	ゴヤ炒め、さんま のみりん干し、漬 物、椎茸旨煮等	ウエルシュ菌	Hobbs5	148	359	大田区
106	9月23日	飲食店(一般)	鶏刺し四点盛り を含む食事	鶏刺し四点盛り、 海鮮サタ、レパテ キ、牛すじ等	カンピロバク ター	jejuni/coli	7	8	多摩府中
107	9月29日	飲食店(一般)	飲食店の食事	ハ刺し、ハチス、レ ハ、ハツ、ハミ、上 タン塩、大盛りライス等	カンピロバク ター	jejuni	3	4	墨田区
108	10月4日	飲食店(一般)	鶏白ハ刺しを 含む宴会料理	キャベツ味噌マヨ、鶏 白ハ刺し、焼き 白ハ串等	カンピロバク ター	jejuni	4	7	新宿区
109	10月5日	飲食店(一般)	会食料理	鳥白ハ、鳥白ハ の刺身等	カンピロバク ター	jejuni/coli	8	10	目黒区
110	10月7日	飲食店(一般)	鶏刺しを含む会 食料理	鶏ユツク、白ハ煮、 レハのタタキ、鶏刺 三品盛、チンギ等	カンピロバク ター	jejuni	16	43	新宿区
111	10月10日	家庭	家庭の食事	ロースチキン、エビグラ ン、サタ、アイスキ 等	サルモネラ	Enteritidis	2	3	大田区
112	10月11日	不明	不明		カンピロバク ター		1	1	足立区
113	10月16日	飲食店(一般)	シメサバ刺	シーササタ、鶏た たき、牛ハ刺 し、シメサバ刺等	アニサキス	Anisakis simplex	1	2	多摩小平
114	10月16日	飲食店(一般)	飲食店の食事	おでん、大根の旨 煮、焼きそば、 チャーハン等	ノロウイルス	GII	6	9	世田谷区

番号	発生日	原因施設	原因食品	主な食事の内容	病因物質	菌型、血清型 又は物質名	患者 数	喫食 者数	担当特別区 又は保健所
115	10月17日	飲食店(一般)	鳥ハチ刺しを含む食事	砂鍋、とりのたたき、ハチ刺し、レバーの串焼き等	カンピロバクター	jejuni	2	5	北区
116	10月18日	飲食店(一般)	ケーキ	蒸し鳥、エビチリソース、春巻き、ポテトフライ、ケーキ等	サルモネラ	Enteritidis	59	1057	港区
117	10月18日	飲食店(一般)	シヤモ刺し、鳥ユツカを含む食品	鳥ユツカ、シヤモ刺し、鶏肉黒胡椒焼き、生炊等	カンピロバクター	jejuni	3	8	北区
118	10月25日	飲食店(弁当)	生・秋刀魚寿司		アニサキス	Anisakis simplex sensu stricto	1	2	町田
119	10月30日	飲食店(一般)	牛ハチ刺しを含むコース料理	牛ハチ刺し、牛もつ煮込み、牛たたき、焼鳥等	カンピロバクター	jejuni	8	14	中央区
120	11月2日	飲食店(一般)	シガボール料理のバイキング	蒸し鶏、サガ、揚げ餃子、バターライス等	黄色ブドウ球菌	コアガラゼ VI 型、エンテロトキシンA	16	22	中央区
121	11月5日	飲食店(一般)	会食料理	つくね、砂肝、厚揚げ豆腐、むね肉たたき等	サルモネラ	O4:i:-	2	2	目黒区
122	11月8日	飲食店(一般)	飲食店の食事	焼き鳥(ささみ、つくね、砂肝)、ささみユツカ等	カンピロバクター	jejuni	3	4	杉並区
123	11月11日	集団給食(要許可)	寮の食事	米飯、味噌汁、豚ヒレカツ、エビフライ、生野菜等	ノロウイルス	GII	38	59	南多摩
124	11月12日	集団給食(要許可)	老人ホームの食事	親子丼、味噌汁、大根の和風サガ、りんご	ノロウイルス	GII	37	84	杉並区
125	11月15日	飲食店(一般)	鶏刺しを含む会食料理	焼鳥盛り合わせ、鳥刺し、お味噌汁	カンピロバクター	jejuni	3	3	新宿区
126	11月18日	集団給食(届出)	給食	赤飯、鶏の唐揚げ、ポテトサガ、麩のすまし汁等	ノロウイルス	GII	42	不明	板橋区
127	11月22日	飲食店(すし)	寿司	さば、イ、シマジ、カバチ、アジ、ブリ、イナダマカ等	アニサキス	Anisakis simplex sensu stricto	1	3	豊島区
128	11月27日	飲食店(一般)	会食料理	鶏一夜干し、鶏煮込み豆腐、サミの湯引き、ユツカ丼等	カンピロバクター	jejuni/coli	3	3	豊島区
129	11月29日	飲食店(すし)	シメサバ	寿司(シメサバ、マカ、コハダ、アジ、ブリ等)	アニサキス	Anisakis simplex sensu stricto	2	3	江東区
130	11月29日	飲食店(一般)	飲食店の食事	ももから揚げ、カバチ刺身、鶏ハチ刺し、タコ等	カンピロバクター	jejuni	2	6	多摩府中
131	11月30日	飲食店(一般)、魚介類販売業	鯖定食	サバの干物、味噌汁、ご飯	化学物質	ヒスタミン	2	2	新宿区
132	12月5日	飲食店(一般)	会食料理	オードブル、煮物、刺身(マカ、イ、タコ)、焼き魚等	ノロウイルス	GII	11	11	大田区

番号	発生日	原因施設	原因食品	主な食事の内容	病因物質	菌型、血清型 又は物質名	患者 数	喫食 者数	担当特別区 又は保健所
133	12月6日	飲食店（一般）	飲食店の食事	鶏肉刺身(ハツ、白レバ、砂肝等)、焼鳥、鶏玉丼等	カンピロバクター	jejuni	7	9	中野区
134	12月7日	集団給食（要許可）	かきマゴロ竜田揚げ		化学物質	ヒスタミン	13	211	新宿区
135	12月12日	飲食店（一般）	生食用カキ	刺身盛り合わせ(生牡蠣含む)、唐揚げ、オムレツ等	ノロウイルス	GII	3	7	江東区
136	12月12日	飲食店（一般）	会食料理	カキのエキハッショ、ステーキモナネ等	ノロウイルス	GII	12	30	新宿区
137	12月14日	飲食店（一般）	鶏ももたたきを含む会食料理	刺身(サーモン、いくら、まぐろ等)、鶏ももたたき等	カンピロバクター	jejuni	5	27	渋谷区
138	12月14日	飲食店（一般）	馬肉料理	馬刺し、タガミ刺し、しゃぶしゃぶ、野菜等	不明		12	不明	台東区
139	12月20日	集団給食（要許可）	会食料理	刺身舟盛り、にぎり寿司、オムレツ、シーチキン等	ノロウイルス	GII	21	78	新宿区
140	12月23日	飲食店（一般）	生食用カキ	生牡蠣、刺身(マグロ、サーモン、しめ鯖等)、カバチ等	ノロウイルス	GII	9	32	品川区
141	12月24日	飲食店（一般）	会食料理	鍋、鶏のから揚げ、タガミ、刺身(マグロ、サーモン等)	ノロウイルス	GII	6	8	島しょ
142	12月25日	飲食店（一般）	かきとほうれん草のバクソテー	かきとほうれん草のバクソテー、タガミ、ピザ等	ノロウイルス	GI、GII	7	10	千代田区
143	12月30日	飲食店（一般）	会食料理	ローストビーフ、天ぷら、えびのフリット、筑前煮等	ノロウイルス	GII	10	12	南多摩

注 1) 「原因食品」には、原因として推定される食品を含む。

イ 事件の概要

番号	概要		
1	<p>1月12日11時30分、千葉県内の医療機関から腸管出血性大腸菌0157 (VT1,VT2産生) 患者の発生届があった旨、都食品監視課を通じて品川区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは12月27日18時から21時30分にかけて品川区内の焼肉店を7名で利用し、カルビ、牛サガリ等の焼肉を喫食しており、そのうち1名が1月1日2時から下痢、腹痛等の症状を呈していた。</p> <p>当該店を含む各系列店では、食材を系列店全体で一括仕入れし、自社流通センターを経由して各店に納品していた。当該系列店では複数店の利用者が11月から12月にかけて、腸管出血性大腸菌0157の散発型集団発生食中毒と断定された事例があった。また、埼玉県など複数の同一系列店の12月の利用者から、腸管出血性大腸菌0157 (VT1,VT2産生) の患者が発生していた。患者から分離した菌株を検査したところ、同一系列店の他の患者菌株や、同一系列店の参考品の牛サガリとDNAパターンが一致したことから、品川区保健所は当該店が調理提供した「飲食店の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設 飲食店 (一般)
2	<p>1月7日、足立区内の医療機関から世田谷区民の腸管出血性大腸菌0157 (VT1,VT2産生) 患者発生届が提出された。</p> <p>調査の結果、患者らは12月27日18時から世田谷区内の焼肉店を2名で利用し、カルビ、ロース、牛サガリ等の焼肉を喫食しており、そのうち1名が1月1日20時からおう吐、腹痛、下痢等の症状を呈していた。</p> <p>当該店を含む各系列店では、食材を系列店全体で一括仕入れし、自社流通センターを経由して各店に納品していた。当該系列店では複数店の利用者が11月から12月にかけて、腸管出血性大腸菌0157の散発型集団発生食中毒と断定された事例があった。また、埼玉県など複数の同一系列店の12月の利用者から、腸管出血性大腸菌0157 (VT1,VT2産生) の患者が発生していた。患者から分離した菌株を検査したところ、同一系列店の他の患者菌株や、同一系列店の参考品の牛サガリとDNAパターンが一致したことから、世田谷保健所は当該店が調理提供した「焼肉店の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設 飲食店 (一般)
3	<p>1月7日9時、羽村市内の医療機関から西多摩保健所に「4日、5日に当該医療機関が日の出町内の仕出し店に注文した弁当を食べた職員及び利用者が、5日からおう吐、下痢、発熱等の症状を呈している。」との連絡があった。</p> <p>調査の結果、弁当は2日間に3回提供されており、4日12時から喫食した28名のうち19名が5日17時30分から6日12時にかけて、4日17時から喫食した13名のうち7名が6日2時から、5日12時から喫食した4名のうち3名が6日21時から、下痢、おう吐等の症状を呈していた。弁当はいずれも同一メニューで、それぞれ4日6時から11時、13時から16時、5日6時から11時にかけて調理されており、複数回喫食した者はいなかった。患者の共通食が当該仕出し店の弁当のみであること、患者7名及び調理従事者2名のふん便からノロウイルスGIIが検出されたこと、患者の症状及び潜伏時間がノロウイルスによるものと一致したことことから、西多摩保健所は当該店が調理提供した「仕出し弁当」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>3回の弁当はいずれも豚肉と生揚げの炒め物、カブとキュウリの酢の物、ごはんであったが、作り置きや食材の使い廻しはなかった。調理従事者2名はノロウイルスに不顕性感染しており、用便後や盛り付け前に手指を流水洗浄せず、アルコールを主成分とする殺菌洗剤をすり込むのみで、素手で盛り付け等を行っていたため、連続して複数の食品がノロウイルスに汚染されたと考えられた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店 (そうざい)	調査実施施設 飲食店 (そうざい)

番号	概要			
4	<p>1月8日11時15分、港区内の医療機関からみなと保健所に「宴会で生かき等を食べたグループ6名を診察したところ食中毒のような症状を呈している。」との連絡があった。</p> <p>調査の結果、5日18時から6日0時にかけて港区内の居酒屋で生かき等を喫食した2グループ17名のうち2グループ10名が、7日2時から8日6時にかけて下痢、おう吐、発熱等の症状を呈していた。検査の結果、患者8名及び調理従事者1名からノロウイルスが検出され、遺伝子型はばらばらであった。2グループの患者の共通食が当該施設の食事のみであったこと、症状及び潜伏時間がノロウイルスによるものと一致したことから、みなと保健所は当該施設が提供した「会席料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>2グループの発症者はいずれも生かきを喫食しており、生かきが原因である可能性が高いと考えられた。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
5	食中毒事件の詳細（p.118）に掲載			
	原因食品の喫食場所	幼稚園	調査実施施設	幼稚園
6	<p>1月13日12時、大田区内の患者から「9日19時頃から22時頃にかけて中央区内の飲食店を3名で利用したところ、3名全員が10日7時からおう吐、下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈した。」旨、中央区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、9日19時から当該飲食店にて焼き貝料理等を喫食した3名全員が、10日10時から11日9時にかけて吐き気、おう吐、発熱などの症状を呈していた。患者の共通食は当該飲食店と千代田区内の飲食店の2施設のみであり、千代田区内の施設では衛生上の問題は確認されなかった。また、患者3名全員のふん便から、ノロウイルスGI、GIIが検出されたこと、参考品のホンビノス貝からノロウイルスGIを検出したこと、患者全員の症状がノロウイルスによる食中毒症状と一致していることから、中央区保健所は、当該飲食店が提供した「焼き貝料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
7	<p>1月12日17時15分、中央区内の会社員から新宿区保健所に「1月8日新宿区内の飲食店で会社の同僚6名で会食をしたところ、6名全員が1月10日から下痢、おう吐、発熱等の症状を呈した。」旨の連絡があった。調査の結果、当該グループは6名で1月8日18時から22時にかけて当該飲食店で生かき、刺身盛り合わせ等を喫食しており、6名全員が1月10日3時から1月11日10時にかけて下痢、おう吐、発熱等の症状を呈していた。患者の共通食は当該飲食店における食事以外になかった。検査の結果、患者6名のふん便からノロウイルス（GI1名、GII1名、GI/GII4名）が、従事者1名のふん便からノロウイルスGIIが検出され、当該従事者を含め7名全員が生かきを食べていたことから、新宿区保健所は当該飲食店が調理提供した「生食用カキ」を原因とする食中毒と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
8	<p>1月12日9時40分、調布市内の事業所から多摩府中保健所に「11日に仕出し弁当を食べた職員約200名のうち10数名がおう吐、下痢等の症状を呈している。同じ弁当を食べた目黒区内の事業所でも10名程度の職員が同様の症状を呈している。」旨の連絡があった。また、同日10時5分、目黒区内の事業所から目黒区保健所に「11日夕食の弁当に異臭があり、職員200名のうち17名が下痢等の症状を呈している」旨の連絡があった。</p> <p>調査の結果、2事業所の職員計346名が11日15時から21時にかけて、府中市内の仕出し店が調製した鶏とエビのチリソース、八宝菜、春巻き、漬物等の弁当を喫食しており、そのうち33名が11日18時から12日7時30分にかけて下痢、腹痛、おう吐、発熱等の症状を呈していた。検査の結果、残品のうち八宝菜、春巻きからウェルシュ菌が検出された。また、患者8名のふん便からウェルシュ菌が検出された。患者の共通食が当該店が調製した弁当のみであること、症状及び潜伏時間がウェルシュ菌によるものと一致したことから、多摩府中保健所は当該店が11日夕食として調理提供した「弁当」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>八宝菜については加熱調理の後、コンテナ容器に小分けした状態で送風し放冷を行っていたが、その際にコンテナ内部を十分に攪拌していなかったことなどから、内部が十分に冷却されず、ウェルシュ菌が増殖したと考えられた。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（仕出し）	調査実施施設	飲食店（仕出し）

番号	概要		
9	<p>1月15日16時15分、新宿区内の患者から新宿区保健所に「11日19時から22時30分にかけて新宿区内の飲食店を利用し、生かき等を食べたところ、13日5時頃から2名が発熱、下痢、吐き気等の症状を呈した。」旨の届出があった。</p> <p>調査の結果、患者らは学生時代の友人で、当該店で生かきを含む刺身の盛り合わせ、天ぷら等を喫食した5名のうち2名が、13日5時30分から17時にかけて発熱、下痢、吐き気等の症状を呈していた。患者の共通食が当該店の食事のみであること、患者2名及び調理従事者1名のふん便からノロウイルスGⅡが検出され、遺伝子型が一致したこと、患者の症状及び潜伏時間がノロウイルスによるものと一致したことから、新宿区保健所は当該店が提供した「生かきを含む料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>当該店では通常、殻付きかきを加熱して提供していたが、このグループにのみ調理従事者の判断で生かきとして提供していた。この調理従事者からノロウイルスが検出されたが、生かきは食べていないとのことであった。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
10	<p>1月18日16時40分、品川区内の会社員から品川区保健所に「14日19時30分から21時30分にかけて品川区内の飲食店を利用し、社員21名で新年会を行ったところ、16日から17日にかけて16名がおう吐、下痢、発熱等の症状を呈した。」旨の届出があった。</p> <p>調査の結果、患者らは当該店で生かきポン酢や刺身、サラダ等を喫食しており、そのうち16名が15日6時30分から16日22時にかけておう吐、下痢、発熱等の症状を呈していた。患者14名のうち3名からノロウイルスGⅠ、4名からノロウイルスGⅡ、7名からノロウイルスGⅠ/GⅡが検出された。患者の共通食が当該店の会食のみであること、患者の症状及び潜伏時間がノロウイルスによるものと一致したことから、品川区保健所は当該店が提供した「生食用かき」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
11	<p>1月18日11時頃、新宿区内の飲食店から新宿区保健所に「15日18時から当店で会食したグループ11名のうち10名が、16日10時頃から下痢、おう吐、発熱等の症状を呈している。」との届出があった。</p> <p>調査の結果、15日18時から22時にかけて当該店で甲イカのトマト煮、きのこサラダ、ピッツアマルゲリータ等を喫食した7グループ60名のうち、7グループ41名が16日10時11分から18日0時にかけて下痢、腹痛、発熱、おう吐等の症状を呈していた。検査の結果、患者5グループ19名及び従業員2名からノロウイルスGⅡが検出されたこと、患者の共通食が当該店の会食のみであること、発症状況が一峰性であることから、新宿区保健所は当該店が調理提供した「イタリア料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>当該店では昼夜の営業を行っていたが、昼の営業で患者を確認することはできなかった。調理従事者は昼夜ともに調理に携わっており、具材のほとんどが昼夜で共通して使用され、仕込みは当日に行われているものがほとんどであった。異なるメニューを喫食した複数のグループから患者が発生しており、ランチタイム終了後からの調理作業の際、調理従事者の手指を介して調理済食品がノロウイルスに汚染されたと推察された。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
12	<p>1月19日16時30分、目黒区内の事業所から「世田谷区内の飲食店からの出前を喫食した複数の職員が食中毒症状を呈している。」旨、都食品監視課を通じて世田谷保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、当該事業所では16日から18日にかけて、数百名の臨時職員が数十のグループに分かれ、別々の部屋で業務を行っていた。食事はグループ毎に異なる業者の弁当や出前を各部屋で摂っていた。発症者はこのうち2グループに限られ、2グループの部屋はそれぞれ建物の両端に離れていたが、間に位置する複数のグループに発症者はいなかった。2グループのみに共通する食事は16日の夕食のみであり、世田谷区内の飲食店が調製した出前の食事を16日18時30分に36名が喫食していた。このうち32名が、17日16時30分から19日21時にかけて下痢、吐き気等の症状を呈していた。検査の結果、患者18名、調理従事者2名及び営業者家族3名からノロウイルスGⅡが検出され、患者と営業者家族から検出されたノロウイルスの遺伝子型が一致した。患者の共通食が当該店舗の出前の食事のみであること、患者の症状及び潜伏時間がノロウイルスによるものと一致したことから、世田谷保健所は「出前の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>調理従事者の手指が汚染され、その後の手洗いが不十分であったために複数の食品が汚染されたと考えられた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（そば）	調査実施施設 飲食店（そば）

番号	概 要		
13	<p>1月22日12時00分、八王子市内の患者グループ代表者から「16日、44名で八王子市内の飲食店を利用したところ、17日から15名がおう吐、下痢、発熱の症状を呈した。」旨、都食品監視課を通じて八王子市保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、16日18時から21時にかけて、当該施設にて生カキ、牛刺し、串焼き盛り合わせなどを喫食した当該グループ44名のうち13名が17日10時から18日10時にかけて、下痢、腹痛、吐き気などの症状を呈していた。検査の結果、患者16名のふん便中9名からノロウイルスGI、2名からノロウイルスGII、他2名からノロウイルスGI/GIIが検出された。患者13名全員が当該飲食店にて生カキを喫食していたこと、生カキを喫食しなかったものからは患者が認められなかったこと、従事者ふん便からはノロウイルスの検出はなく、施設及び調理行程の汚染の可能性は低かったこと、おう吐情報など感染症を疑わせる感染要因が認められなかったことから、八王子市保健所は、当該飲食店が提供した「生食用カキ」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
14	<p>1月19日9時55分、中野区内の患者から「16日12時、中野区内の寿司店で購入したテイクアウトの寿司や菓子店から購入したケーキ等を自宅で11名で会食したところ、4名が17日から下痢、おう吐等の症状を呈した。」旨、中野区保健所に連絡があった。調査の結果、16日12時に当該施設が調理販売した寿司を喫食した3グループ6名が17日7時00分から18日14時00分にかけて下痢、おう吐、発熱等を呈していた。検査の結果、患者6名全員のふん便からノロウイルスGIIが検出され、各グループの患者ふん便から検出されたノロウイルスの遺伝子型が一致したことから中野区保健所は当該寿司店が調理提供した「寿司」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	自宅	調査実施施設 飲食店（すし）、菓子製造業
15	<p>1月22日14時30分、八王子市内の患者から「18日に友人3名で八王子市内の飲食店で会食したところ、3名全員が19日深夜から早朝にかけて吐き気、おう吐、下痢等の症状を呈した。」旨、八王子市保健所に連絡があった。調査の結果、18日14時00分にかけて当該飲食店を利用した14グループ46名のうち6グループ13名が19日16時から20日21時にかけて吐き気、おう吐、下痢等の症状を呈していた。また、17日16時00分から当該飲食店を利用した10名中6名が18日22時から19日20時にかけておう吐、下痢等の症状を呈していた。なお、当該飲食店の調理従事者2名、ホール担当者2名も19日4時から20日6時にかけて吐き気、おう吐、下痢等の症状を呈していた。検査の結果、患者14名及び従事者8名のふん便ノロウイルスGII検出され、患者2名、調理従事者4名、ホール担当者1名のふん便から検出されたノロウイルスの遺伝子型が一致した。患者グループに共通行動がなく、感染症を疑わせる要因が認められなかった。このことから八王子市保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
16	<p>1月21日10時20分、港区内の患者から「17日17時から19時にかけて、友人と6名で渋谷区内の飲食店にてカキの食べ放題コースを利用したところ、19日昼頃から、おう吐、下痢などの症状を呈した。同伴した他3名についても発熱などの症状を呈している。」旨、渋谷区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、17日17時から19時にかけて、当該施設を利用した6グループ12名が、18日23時から19日23時にかけて、下痢、おう吐、発熱などの症状を呈していることが判明した。また、患者らの共通食は当該飲食店にて提供された生食用カキのみであったこと、患者7名のふん便からノロウイルスGI及びGIIが検出されたこと、患者症状、潜伏期間がノロウイルスによる食中毒症状と一致していることから、渋谷区保健所は、当該飲食店が提供した「生食用カキ（推定）」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
17	<p>詳報（p. 120）に掲載</p>		
	原因食品の喫食場所	自宅他	調査実施施設 つけ物製造業

番号	概 要		
18	<p>1月25日13時、中央区内の会社の保健師から中央区保健所に「22日19時から21時30分にかけて社員14名が中央区内の飲食店で会食し、生カキ等を喫食したところ、そのうち12名が23日17時から下痢、腹痛、発熱等の症状を呈した。会食に参加していない社員に体調不良者はいない。」旨の連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者12名は23日17時から24日11時にかけて下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。患者12名のふん便のうち4名からノロウイルスGI、7名からノロウイルスGI/GIIが検出された。患者の共通食が当該店での会食のみであること、患者の症状及び潜伏時間がノロウイルスによるものと一致したことから、中央区保健所は当該店が提供した「生食用カキ」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
19	<p>1月27日16時、千代田区内の会社から千代田保健所に「22日19時30分から22時にかけて会社同僚ら26名が千代田区内の飲食店で会食したところ、そのうち12名が24日から腹痛、おう吐、下痢、発熱等の症状を呈した。」旨の連絡があった。</p> <p>調査の結果、22日18時から22時にかけて当該店でタコス、チョリソー、サルサチップ、サラダ等を喫食した4グループ48名のうち4グループ30名が、23日2時から25日3時にかけて下痢、吐き気、発熱等の症状を呈していた。患者17名、調理従事者1名及びフロア従業員2名からノロウイルスGIIが検出されたこと、患者の共通食が当該店での会食のみであること、患者の症状及び潜伏時間がノロウイルスによるものと一致したことから、千代田保健所は当該店が調理提供した「宴会コース料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
20	<p>1月25日10時30分、立川市内の会社員から多摩立川保健所に「22日昼に同僚6名で立川市内の飲食店で食事をしたところ、23日夜からおう吐、下痢等の症状を呈した。全員が同様の症状を呈しているようである。」との連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者6名は22日12時から13時にかけて豚しょうが炒め、ロースとんかつ等の定食を喫食しており、23日22時から24日15時にかけて全員が吐き気、おう吐、下痢、発熱等の症状を呈していた。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスGIIが検出され遺伝子型が一致した。患者の共通食が当該店の食事のみであること、発症状況が一峰性であり症状がノロウイルスによるものと一致したことから、多摩立川保健所は当該店が22日調理し提供した「ランチ定食」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
21	<p>1月27日15時40分、中野区内の事務所に勤務する職員から中野区保健所に「21日夜に同僚7名で中野区内の飲食店を利用し、鶏刺しや鶏レバ刺し等を喫食したところ、数名が下痢や発熱等の症状を呈している。」旨の連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者ら7名は21日20時から当該店で鶏刺し、鶏レバ刺し、焼鳥、サラダ等を喫食しており、そのうち5名が23日5時から24日19時30分にかけて発熱、吐き気、下痢、腹痛等の症状を呈していた。検査の結果、患者ふん便からカンピロバクター・ジェジュニを、参考食品の鶏生レバーからカンピロバクター・コリを検出した。患者の共通食が当該店の食事のみであること、症状がカンピロバクターによるものと一致したことから、中野区保健所は当該店が提供した「宴会料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概要		
22	<p>1月26日12時48分、港区内のホテルから「23日に披露宴で食事をした客のうち12名から18名が、24日夜から25日朝にかけて腹痛、下痢、おう吐等の症状を呈している。」旨、みなと保健所に届出があった。</p> <p>調査したところ、23日12時から披露宴にてヒラメのソテーや牛フィレ肉、スープ等のコース料理を喫食した1グループ62名のうち25名が、24日19時から25日16時にかけて腹痛、下痢、おう吐等の症状を呈していた。検査の結果、患者及び調理従事者からノロウイルスGⅡが検出され、遺伝子型が一致した。患者の共通食が当該施設の食事のみであること、発症状況が一峰性であり症状及び潜伏時間がノロウイルスによるものと一致したことから、みなと保健所は当該施設が調理提供した「会席料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>当該施設では調理従事者が従業員用トイレを使用する際、作業着の着脱、履物の履き替えを行っていないかった。また、施設側が従業員の体調不良の有無を十分に確認できていない状況もあった。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（旅館、ホテル） 飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（旅館、ホテル） 飲食店（一般）
23	<p>1月29日16時頃、豊島区内にある社員寮食堂の営業部長及び衛生管理担当者から「寮の食事を喫食した寮生12名が24日から28日にかけて下痢おう吐などの症状を呈した。また、本施設の調理従事者が、24日10時におう吐、下痢の症状を呈し、医療機関を受診したところ、ノロウイルスが検出された。」旨、池袋保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、24日18時30分に当該施設にて調理された夕食を喫食した13名のうち、12名が24日10時から28日5時にかけて下痢、おう吐、発熱などの症状を呈していることを確認した。また、喫食者13名中11名のふん便及び調理従事者2名全員からノロウイルスGⅡが検出された。調理従事者のうち1名は、24日10時より下痢、おう吐の症状を呈していたが、同日の夕食を調理提供していた。24日以前に当該寮内の公共スペースでのおう吐は無かったこと、患者症状、潜伏期間がノロウイルスによる食中毒症状と一致していることから、池袋保健所は、当該飲食店が提供した「寮の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	集団給食（要許可）	調査実施施設 集団給食（要許可）
24	<p>1月27日8時30分、千葉県在住の患者から中央区保健所に「23日16時頃から18時頃にかけて中央区内の飲食店で大学の同級生5名で生カキ等を喫食したところ、うち4名が25日13時から夕方にかけて吐き気、下痢等の症状を呈した。」旨の連絡があった。調査の結果、当該グループは23日当日当該飲食店の他2軒の飲食店を利用していたが、非発症者1名は当該飲食店のみの利用であった。検査の結果、当該グループの非発症者を含めた5名全員のふん便からノロウイルス（GⅠ4名、GⅡ1名）が検出され5名の共通食が当該飲食店で食事以外になかったことから、中央区保健所は当該飲食店が調理提供した「生食用カキ」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）、自宅	調査実施施設 飲食店（一般）
25	<p>1月25日15時50分、世田谷区在住の患者の母親から「23日19時30分頃から世田谷区内の飲食店で3家族5名で握り寿司等を喫食したところ、息子を含む3名がおう吐、下痢等の症状を呈した。」旨、世田谷保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループは3家族5名で23日17時30分頃から当該握りずしを喫食していた。うち1家族は当日当該飲食店の寿司をテイクアウトしていた。発症した3家族4名は24日19時から25日19時にかけて吐き気、おう吐、下痢等の症状を呈していた。検査の結果、患者4名全員のふん便及び調理従事者1名のふん便からノロウイルスGⅡが検出され、患者及び従事者のふん便から検出されたノロウイルスの遺伝子型が一致したことから世田谷保健所は当該寿司店が調理提供した「寿司店の食事」を原因とする食中毒と断定した。なお、調理従事者に23日当日体調不良者はなかったが、当該寿司店の調理場にある3つの手洗いは使用できない状態になっており、不顕性感染した調理従事者が手洗い不十分のまま食品を汚染してしまったと推測された。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（すし）、自宅	調査実施施設 飲食店（すし）

番号	概要			
26	<p>1月27日16時、中野区の住民から新宿区保健所に「24日19時頃から新宿区内の飲食店で6名で会食したところ、うち2名が26日早朝から吐き気、下痢、発熱等の症状を呈した。」との連絡があった。調査の結果、患者2名は当該施設でしじみの醤油漬、臭豆腐、小龍包等を喫食し、26日5時から7時50分にかけて下痢、腹痛、吐き気、発熱等を呈していた。検査の結果、患者2名のふん便及び参考品のしじみの醤油漬からノロウイルスGⅡが検出された。このことから新宿区保健所は当該飲食店が調理提供した「シジミの醤油漬」を原因とする食中毒と断定した。なお、シジミの醤油漬は冷凍で仕入れ冷蔵庫で解凍したものであり製造時の加熱不十分が推測された。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
27	<p>2月1日8時30分、世田谷区内の飲食店から「世田谷区内の医療機関の職員14名が1月27日に当該飲食店で宴会を行ったところ、うち7名が食中毒様症状を呈した」旨、世田谷保健所に連絡があった。調査の結果、当該医療機関職員14名は1月27日19時から当該飲食店で生かき、白子ポン酢、刺身の盛り合わせ等を喫食しており、患者7名は29日5時から21時にかけて吐き気、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。検査の結果、患者7名全員のふん便からノロウイルス（GⅠ2名、GⅡ3名、GⅠ/GⅡ2名）が検出された。このことから、世田谷保健所は当該飲食店が調理提供した「生食用カキ」による食中毒と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
28	<p>2月3日11時7分、昭島市内の患者から「1月29日に立川市内の寿司店で行った懇親会に参加した職員の一部が体調不良となった。」旨、多摩立川保健所に連絡があった。調査の結果、1月29日の当該寿司店の利用客数は105名であり、そのうち当該グループを含め3グループ25名中3グループ11名が30日15時から2月3日6時にかけておう吐、下痢、発熱等の症状を呈していた。3グループはいずれもコース料理を喫食していた。検査の結果、患者9名及び従事者2名のふん便からノロウイルスGⅡを検出し、患者3名及び従事者2名のふん便から検出されたノロウイルスGⅡの遺伝子型が一致した。このことから多摩立川保健所は「飲食店の食事」を原因とする食中毒と断定した。ノロウイルスを検出した従事者1名は1月29日以前に体調不良を呈していたが、風邪と判断し前菜の和え物の調理作業に従事していた。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（すし）	調査実施施設	飲食店（すし）
29	<p>2月4日16時30分、目黒区内医療機関から「2名の患者を診察したところ、患者等は1月29日に同じ会社に勤務する同僚24名で目黒区内の飲食店でパーティーを行っており、うち13名が下痢、おう吐、発熱等の症状を呈しているとの情報を得た。」旨、目黒区保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループは24名で29日21時から23時にかけて当該飲食店において海老の紫蘇巻揚げ、グリーンサラダ、生カキポン酢等を喫食しており、うち14名が30日20時から2月1日18時にかけて吐き気、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の食事以外になかった。検査の結果、患者10名のふん便からノロウイルス（GⅡ7名、GⅠ/GⅡ3名）が検出された。このことから、目黒区保健所は当該飲食店が調理提供した「生カキポン酢」を原因とする食中毒と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概要		
30	<p>2月1日9時55分、新宿区内の医療機関から「生カキを食べた4名中3名が下痢、おう吐等の症状を呈している。」旨、新宿区保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループは4名で1月29日21時30分から新宿区内飲食店において生カキ等を喫食しており、うち3名が31日10時30分から16時にかけて下痢、おう吐、発熱等の症状を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の食事以外になかった。検査の結果、患者3名のふん便からノロウイルスが検出され、従事者ふん便からノロウイルスが検出されなかった。このことから新宿区保健所は当該飲食店が調理提供した「生食用カキ」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
31	<p>2月2日15時37分、新宿区内の事業所から「1月29日18時から当該事業所で職員22名が港区内の飲食店が調製した仕出し料理で宴会を行ったところ、うち15名ほどが31日朝方から胃腸炎症状を呈している。」旨、都食品監視課を通じてみなと保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループは22名で29日18時から当該事業所内で宴会を行っており、うち12名が31日0時00分から2月1日6時00分にかけて吐き気、発熱、おう吐、下痢等の症状を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の仕出し料理以外になかった。検査の結果、患者10名のふん便及び調理従事者1名のふん便からノロウイルスGⅡが検出され、患者ふん便7名及び調理従事者1名のふん便から検出されたノロウイルスの遺伝子型が一致した。このことから、みなと保健所は当該飲食店が調製提供した「仕出し料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	事業所	調査実施施設 飲食店（一般）
32	<p>2月2日15時40分、調布市在住の患者の母親から「1月31日12時から学童クラブの児童、保護者等22名で調布市内の飲食店でラーメン・チャーハンセットを喫食したところ、うち16名が31日夜から2月1日未明にかけて下痢、腹痛等の症状を呈した。」旨、多摩府中保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループ21名は31日12時から当該飲食店でラーメン・チャーハンセットを喫食しており、うち17名が31日23時から2月1日12時にかけて下痢、腹痛等の症状を呈していた。患者の共通食は当該飲食店が調理提供したラーメンチャーハンセット以外になかった。検査の結果、患者ふん便15検体、非発症者ふん便3検体及び参考食品のチャーシュー1検体からウェルシュ菌が検出された。このことから多摩府中保健所は当該飲食店が調理提供した「ラーメン・チャーハンセット」による食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
33	<p>2月2日17時40分頃、さいたま市から「さいたま市内の会社員から、1月31日13時ころ、会社の同僚5名で豊島区内飲食店を利用したところ、2月2日、おう吐、下痢等の症状を呈したと連絡があった。」旨、都食品監視課を通じて池袋保健所に連絡があった。 調査の結果、31日13時から14時にかけて当該飲食店にて、ラーメン、炒飯、キャベツのサラダ、スープ、杏仁豆腐などを喫食した10名のうち5名が、2月1日23時から2日6時30分にかけて、発熱、吐き気、下痢などの症状を呈していることが判明した。 患者4名のふん便及び従事者1名のふん便からノロウイルスGⅠが検出され、遺伝子検査も100%一致した。患者症状、潜伏期間がノロウイルスによる食中毒症状と一致していた。このことから池袋保健所は当該飲食店が提供した「ラーメン・チャーハンセット」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概要		
34	<p>2月8日13時20分、千代田区内の会社から「5日19時30分から千代田区内の飲食店で新年会を行ったところ、8日に複数の社員が下痢、おう吐等の症状を呈し会社を休んだ。」旨、千代田保健所に連絡があった。調査の結果、当該会社グループ27名が5日19時30分から当該飲食店で新年会を行い、しゃぶしゃぶ食べ放題コースを喫食したところ、うち13名が6日8時から11日16時にかけて吐き気、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。患者の共通食は当該飲食店における新年会の食事以外になかった。検査の結果、患者9名のふん便及び調理従事者1名のふん便からノロウイルスGIが検出された。このことから千代田保健所は当該飲食店が調理提供した「しゃぶしゃぶ食べ放題、しゃぶしゃぶランチ」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>本件について千代田区が16日にホームページにより公表したところ、17日にホームページを見たという患者から千代田保健所に「9日に当該飲食店でランチを喫食したところ、11日早朝からおう吐、下痢等の症状を呈した。」旨の連絡があった。当該患者のふん便からノロウイルスGIが検出され、5日に喫食したグループの患者3名及び調理従事者1名のふん便から検出されたノロウイルスと遺伝子型が一致した。</p> <p>初動調査時点では調理従事者に5日当日体調不良の者はなかったとのことであったが、その後5日から下痢等の症状を呈していた者がいたことが判明した。調理場の手洗いは故障しており、調理従事者はシンクで手洗いをし、共用タオルで手を拭いていた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
35	<p>2月13日14時40分、大田区内の会社から「5日午後から6日にかけて当社研修所で開催された研修会の参加者が、7日昼から夜にかけて下痢等の症状を呈した。」旨、東京都保健医療情報センターを通じて大田区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、参加者44名のうち24名が、7日2時から10日17時にかけて下痢、吐き気、発熱、腹痛、おう吐等の症状を呈していた。患者の共通食は5日18時30分からの懇親会と、6日12時からの昼食の2回であった。懇親会の食事は社員食堂で調理しており、昼食は大田区内の仕出し店が調製した仕出し弁当であった。検査の結果、患者12名、仕出し店の調理従事者1名及び盛り付け担当者1名、社員食堂の調理従事者1名からノロウイルスGIIが検出され、遺伝子型が一致した。社員食堂の調理従事者は懇親会の調理にはほとんど携わっておらず、また6日昼の弁当を試食していた。一方、仕出し店の盛り付け担当者は配送等は担当しておらず、研修所との接点は仕出し弁当以外にはなかった。さらに、患者の共通食が研修中の食事のみであること、患者の発症状況が一峰性であり、症状及び潜伏時間がノロウイルスによるものと一致したことから、大田区保健所は6日昼に仕出し店が調製した「仕出し弁当」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>本件は共通食が2回あり、両方の施設の調理・盛り付け担当者からノロウイルスが検出されたが、調理従事者の行動や喫食状況の調査により、原因施設の特定に至ることができた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（仕出し）	調査実施施設 飲食店（仕出し）
36	<p>2月10日22時、三鷹市内の患者から「7日13時から15時にかけて家族・親族6名で中央区内の飲食店で会食したところ、5名が8日深夜からおう吐、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈した。」旨、東京都保健医療情報センターを通じて中央区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、当該店でコース料理を喫食した6名のうち5名が8日6時から9日11時にかけておう吐、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。検査の結果、患者、非発症者、調理従事者及び洗い場担当者からノロウイルスが検出され、遺伝子型が一致した。共通食が当該店の食事のみであることから、中央区保健所は当該店が調理提供した「飲食店の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概要		
37	<p>2月15日16時35分、新宿区内事業所職員から「8日19時から新宿区内の飲食店で同僚等13名で会食をしたところ、うち5名が10日からおう吐、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈した。」旨、新宿区保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループ13名で8日19時から当該飲食店で生ハム、刺身（サーモン、ホタテ、ブリ）、すき焼き等を喫食しており、うち5名が9日19時30分から10日6時30分にかけて吐き気、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。患者5名の共通食は当該飲食店の食事以外になかった。検査の結果、患者4名のふん便及び調理従事者4名のふん便からノロウイルスGⅡが検出され、患者4名及び調理従事者2名のふん便から検出されたノロウイルスの遺伝子型が一致した。このことから新宿区保健所は「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（そば）	調査実施施設 飲食店（そば）
38	<p>2月12日9時20分、江戸川区在住の患者家族から「10日20時から当該患者が会社の同僚等12名で江戸川区内の飲食店で会食したところ、うち8名が11日6時から下痢、腹痛、おう吐等の症状を呈した。」旨、江戸川保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループは12名で10日20時から当該飲食店でステーキセット等を喫食しており、うち8名が11日6時から12日3時にかけて下痢、吐き気、おう吐、腹痛等の症状を呈していた。患者8名の共通食は当該飲食店の食事以外になかった。検査の結果、患者6名及び調理従事者1名のふん便からノロウイルスGⅡが検出され、患者4名及び調理従事者1名のふん便から検出されたノロウイルスの遺伝子型が一致した。このことから江戸川保健所は当該飲食店が提供したステーキセットの「サラダ」を原因とした食中毒と断定した。 ノロウイルスを検出した調理従事者は2月10日昼にサラダの仕込みを行った後帰宅しており患者グループとの接触はなかった。調理場の手洗いは棄損しており調理従事者は流しで手洗いをしていた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
39	<p>2月22日15時50分、都内大学の患者グループ代表者から「17日19時から大田区内の飲食店を6名で利用したところ、4名が発症した。」旨、大田区保健所に連絡があった。 調査の結果、17日19時から当該飲食店にて殻付き生カキ、たこわさび、アジのタキキなどを喫食した6名中4名が18日20時から19日16時にかけて、吐き気、おう吐、発熱、下痢などを呈しており、生カキを喫食しなかった2名は発症していなかった。患者4名の共通食は当該飲食店の会食料理のみであること、患者3名のふん便から、ノロウイルスGⅠ/GⅡが検出されたこと、患者症状、潜伏期間がノロウイルスによる食中毒症状と一致していることから、大田区保健所は、当該飲食店が提供した「生食用カキ」を原因とする食中毒と断定した。 なお、当該店舗従業員7名に胃腸炎症状を呈したものは無く、2月17日以前に店舗でおう吐した客もいないこと、患者の所属先が同一でないことなどから、感染症の可能性は低いと考えられた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
40	<p>3月1日21時10分、八王子市内の患者グループ代表者から「2月24日19時30分から、新宿区内の飲食店を4名で利用したところ、26日4時ころから、おう吐、下痢、発熱等の症状を呈した。」旨、東京都保健医療情報センターを通じて新宿区保健所に連絡があった。 調査の結果、24日19時30分から当該飲食店にて、生カキ、焼ガキ、カキのリゾット、カキフライ、野菜サラダなどを喫食した当該グループ4名のうち、2名が26日4時から同日8時にかけて、吐き気、おう吐、発熱、下痢などの症状を呈していた。検査の結果、患者2名のふん便からノロウイルスGⅠ/GⅡ及びノロウイルスGⅡが、従業員1名のふん便からノロウイルスGⅡが検出された。ノロウイルスを検出した従業員は調理工程で食品に触れることは無く、患者らと同日に、賄いで生カキを喫食していた。患者の共通食は当該飲食店の会食料理のみであったこと、患者症状、潜伏期間がノロウイルスによる食中毒症状と一致していたことから、新宿区保健所は、当該飲食店が提供した「生食用カキ」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概 要		
41	<p>3月5日14時10分、豊島区内の事業所職員から「1日20時から22時にかけて同僚2名で豊島区内の飲食店で焼き鳥、茶漬け等を喫食したところ、2名とも3日4時ごろから吐き気、おう吐、下痢等の症状を呈した。」旨、池袋保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループ2名は1日20時から21時にかけて当該飲食店で焼き鳥、茶漬け等を喫食しており、2名とも3日4時から5時にかけて吐き気、おう吐、腹痛、発熱等の症状を呈していた。検査の結果、患者1名及び当該飲食店の全従業員4名のふん便からノロウイルスGⅡが検出された。このことから池袋保健所は当該飲食店が調理提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）、飲食店（集団給食）
42	<p>3月10日9時45分、患者グループの代表から「千代田区内のホテルで6日17時半から披露宴を行ったところ、そのうち9名が7日の夜から、下痢、発熱、おう吐などの症状を呈した。」旨、千代田保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、5日13時20分から6日19時にかけて、当該飲食店にてコース料理を喫食した4グループ48名中3グループ19名が、6日3時から9日10時にかけて吐き気、発熱、腹痛、下痢などの症状を呈していた。検査の結果、従事者4名及び患者14名のふん便からノロウイルスGⅡが検出され、患者5名、従事者4名の遺伝子型が100%一致した。患者症状、潜伏期間がノロウイルスによる食中毒症状と一致していること、宴会場でのおう吐など感染症を疑わせる事実が無かったことから、千代田保健所は、当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>なお、喫食状況調査から原因食品としての統計的有意差のある食品を見出すことができず、原因食品は特定できなかった。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（旅館、ホテル）	調査実施施設 飲食店（旅館、ホテル）
43	<p>3月15日14時40分頃、杉並区内の患者から「12日19時頃、同僚11名で豊島区内の飲食店を利用したところ、14日6時頃からおう吐、下痢等の症状を呈した。」旨、池袋保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、12日19時から同日23時にかけて、当該飲食店にて刺身盛り合わせ、鶏唐揚げ、炭火焼ハマグリ等を喫食した6名が13日20時から14日16時にかけて、吐き気、おう吐、発熱、下痢などの症状を呈していた。</p> <p>検査の結果、患者5名のふん便からノロウイルスGⅠ/GⅡ、患者1名のふん便からノロウイルスGⅡが検出された。患者の共通食は当該店で提供されたホンビノス貝のみであったことから、池袋保健所は当該飲食店が提供した「炭火焼はまぐり（ホンビノス貝）」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
44	<p>3月16日14時00分頃、千代田区内の飲食店営業者から「13日、14日の両日夕刻に、同店の従業員が賄いとして、韓国旅行のお土産である「カキのキムチ」を喫食したところ、6名が食中毒症状を呈した。また、無症状の従業員2名のふん便からノロウイルスが検出された。」旨、千代田保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、従業員17名中10名が、13日16時30分から14日16時30分に「カキのキムチ」を喫食しており、うち6名が14日23時から15日6時にかけて下痢、おう吐、発熱などの症状を呈していた。検査の結果、非発症者を含む喫食者10名全員のふん便からノロウイルスが検出され、喫食していない7名からはノロウイルスは検出されなかった。検出されたノロウイルスはGⅠ、GⅡが混在しており、カキによる食中毒の典型的な検査結果であったこと、患者症状、潜伏期間がノロウイルスによる食中毒症状と一致していることから、千代田保健所は「カキのキムチ」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	その他	調査実施施設 その他

番号	概要		
45	<p>3月19日13時30分頃、国立市内の患者から「15日18時から21時ころ、19名で国立市内の飲食店を利用し、宴会料理を喫食したところ、16日から17日にかけて、11名がおう吐、下痢、発熱等の症状を呈した。」旨、多摩立川保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、15日18時から当該飲食店を利用した当該患者グループ19名が、宴会メニューにて、刺身（生カキ、生ホタルイカ、白バイガイ、ボイルタラバガニ、アワビ、赤貝など）、握り寿司（マグロトロ、赤貝など）を喫食しており、うち11名が12日11時から14日16時にかけて、下痢、腹痛、吐き気等の症状を呈していた。</p> <p>患者は全員が生カキを喫食しており、生カキを喫食しなかった1名は発症していなかった。また、患者の共通食は当該施設の宴会料理のみであった。検査の結果、患者8名からノロウイルスが検出された（GI 3名、GII 2名、GI/GII 3名）。患者症状、潜伏期間がノロウイルスによる食中毒症状と一致していた。このことから、多摩立川保健所は当該施設が提供した「生食用カキ」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（すし）	調査実施施設 飲食店（すし）
46	<p>3月30日16時20分、品川区内の医師から「26日13時30分頃、会社の同僚8名で品川区内の飲食店を利用したところ、27日から28日にかけて8名全員がおう吐、下痢、発熱等の症状を呈した。」旨、品川区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、26日13時30分頃、生姜焼き定食・唐揚げ定食などを喫食した24名中、8名が27日19時30分から28日3時にかけて、腹痛、おう吐、下痢、発熱等の症状を呈していた。検査の結果、従業員2名及び発症者8名のふん便からノロウイルスGIIが検出され、従業員2名、発症者3名の遺伝子型が一致した。発症者の共通食は当該飲食店での食事のみであること、患者症状、潜伏期間がノロウイルスによる食中毒症状と一致していることから、品川区保健所は、「生姜焼き・唐揚げ定食」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
47	<p>3月31日16時頃、千代田区内の事業所社員から「26日20時30分から23時にかけて、新宿区内の飲食店で、社員56名で会食をしたところ、27日から28日にかけて、16名が下痢、発熱などの症状を呈した。」旨、都食品監視課を通じて新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、26日20時30分から27日19時にかけて、きみなごのエスカベッシュ、蟹とアボカドの生春巻き、サラダ、飲茶春巻き、飲茶小籠包、シュウマイなどを喫食した131名中、32名が27日8時から30日14時にかけて、腹痛、おう吐、下痢、発熱、吐き気等の症状を呈していることが判明した。</p> <p>検査の結果、発症者32名のうち19名、従事者5名のふん便からノロウイルスGIIが検出された。患者症状、潜伏期間がノロウイルスによる食中毒症状と一致していた。このことから、新宿区保健所は、当該飲食店が調製した「蟹とアボカドの生春巻き及びサラダ」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>なお、原因食品については、喫食状況表や喫食メニューについて実施したχ^2検定の結果から、「蟹とアボカドの生春巻き」及び「サラダ」が推定された。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概要			
48	<p>4月1日12時頃、さいたま市内の患者から「3月27日18時から22時30分にかけて、中央区内の飲食店で、知人4名で会食をしたところ、4名全員が29日朝から下痢、おう吐、筋肉の痛みなどの症状を呈した。」旨、都食品監視課を通じて中央区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、27日18時から22時30分にかけて、当該飲食店にて、コース料理を喫食した2グループ6名中2グループ5名が28日20時から29日10時にかけて、下痢、おう吐、発熱などの症状を呈していることが判明した。検査の結果、患者2グループ5名中2グループ4名及び従事者2名のふん便からノロウイルスGⅡが検出され、うち従業員1名、患者3名の遺伝子型が100%一致した。患者症状、潜伏期間がノロウイルスによる食中毒症状と一致していることから、中央区保健所は、当該飲食店が提供した「コース料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>なお、原因食品の汚染経路については、次の2通りが推定されたが特定にはいたらなかった。</p> <p>①従事者と患者の遺伝型が一致したことから、従事者を介し「コース料理」にノロウイルスが付着し、それを喫食した患者が感染した。</p> <p>②ノロウイルスが検出された従事者2名は、当該コース料理中のカキ入りのパスタを喫食しており、このカキの加熱不足により、当該従事者と患者が感染した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
49	<p>4月2日9時30分、八王子市内の病院から「腹痛、下痢、おう吐の症状を呈した食中毒疑いの患者約10名を受診した。」旨、八王子市保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、当該施設が提供した持ち帰り寿司を3月31日18時から19時にかけて喫食した2グループ95名のうち、2グループ53名が4月1日4時から3日13時にかけて、下痢、おう吐等の症状を呈していた。</p> <p>患者の共通食は当該施設の食事のみであった。検査の結果、患者26名、当該施設関係者1名のふん便からノロウイルスGⅡが検出されたこと、そのうち患者4名、当該施設関係者1名の遺伝子型が一致した。患者症状、潜伏期間がノロウイルスによる食中毒症状と一致していた。このことから八王子市保健所は、当該飲食店が提供した「持ち帰り寿司」を原因とする食中毒と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（すし）	調査実施施設	飲食店（すし）
50	<p>4月2日8時30分、八丈島八丈町の医師から「八丈町内の宿泊施設を利用した会社員16名中10名が胃腸炎を起こし当院を受診した。うち2名にノロウイルス簡易検査を実施したところ、2名とも陽性であった。」旨、島しょ保健所八丈出張所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、3月30日の昼から4月1日の夕食まで、当宿泊施設にて朝食、昼食、夕食を喫食した20名中10名が、1日21時から2日5時にかけて、下痢、腹痛、吐き気などの症状を呈していた。3月30日から4月1日までの患者の食事は、朝、昼、夕食全て当該施設で調理されており、その他の食事は間食の乾き物程度であった。患者1名、無症状者1名からウエルシュ菌が検出されたが、病因物質の特定には至らなかった。しかし、患者10名の発症時間には一峰性があり、症状も共通していること、患者の共通食は当該施設の食事のみであること、患者が同一宿泊施設で同様の食事をしてきたことから、島しょ保健所八丈出張所は、当該飲食店が提供した「旅館の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（旅館、ホテル）	調査実施施設	飲食店（旅館、ホテル）

番号	概 要		
51	<p>4月9日13時35分、渋谷区内医療機関から「食中毒が疑われる患者3名を診察した。患者3名は6日、会社同僚14・5名で渋谷区内の飲食店で会食をしており、8日夕方からおう吐、下痢等の症状を呈した。他の参加者に同様の症状を呈しているものがあるらしい。」旨、渋谷区保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループは同一会社の同僚13名と親会社の社員1名の14名で6日20時から22時にかけて当該飲食店で会食しており、うち10名が7日23時から8日21時30分にかけて吐き気、発熱、悪寒、下痢等の症状を呈していた。当該グループのうち12名が当該飲食店での会食後、他の飲食店で2次会を行っていたが、2次会に参加していない患者もおり、患者の共通食は当該飲食店の会食以外になかった。検査の結果、患者7名及び調理従事者2名のふん便からノロウイルスGIが検出されたことから渋谷区保健所は当該飲食店が調理提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>当該飲食店の調理場内の手洗い設備は取り払われており、調理従事者は調理器具を洗浄するシンクを使用して手洗いをしていた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
52	<p>4月15日8時50分、千代田区内の会社から、「14日に体調を崩した社員が60名ほどいる。」旨、千代田保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、12日8時から14日18時半にかけて社員食堂にて、朝食・昼食、夕食を喫食した81名が、13日4時から16日17時にかけて下痢、発熱、腹痛、吐き気などの症状を呈していることが判明した。検査の結果、社員食堂従業員17名中4名及び患者44名のふん便からノロウイルスGI、患者2名のふん便からノロウイルスGIIが検出された。GIを検出した従業員3名及び患者6名の遺伝子型が100%一致したこと、症状がノロウイルスによる食中毒症状と一致していることから、千代田保健所は、「社員食堂の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>なお、患者らは複数日に渡って原因施設で喫食しており、χ^2検定を実施したが、原因食品の特定には至らなかった。複数の食品が複数日にわたりノロウイルスに汚染されていた可能性があった。</p>		
	原因食品の喫食場所	集団給食（要許可）	調査実施施設 集団給食（要許可）
53	<p>4月15日16時、港区内の医療機関から「11日に食事をしたグループのうち5名が腹痛、下痢、発熱等の症状を呈している。」旨、みなと保健所に届出があった。</p> <p>調査の結果、11日18時30分から20時20分にかけて港区内の焼肉店で焼肉や牛レバ刺し等を喫食した親戚2家族8名のうち、5名が13日10時から14日18時にかけて腹痛、下痢、発熱等の症状を呈していた。患者4名からカンピロバクター・ジェジュニが検出されたこと、患者の共通食が当該店の食事のみであること、患者の症状及び潜伏時間がカンピロバクターによるものと一致したことから、みなと保健所は当該店が提供した「会席料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>原因食品の特定には至らなかったが、当該店では加熱用として仕入れた牛レバーをレバ刺しとして提供しており、レバ刺しが原因である可能性が高いと考えられた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
54	<p>4月22日12時50分、葛飾区内の飲食店から「16日18時から23時30分にかけて宴席を行った2グループそれぞれの客から、食中毒症状を呈している者がいる。」旨、葛飾区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、16日18時から23時30分にかけて、当該飲食店にて牛タタキのおろしポン酢、温泉玉子のシーザーサラダなどを喫食した56名のうち、27名が17日7時から19日7時にかけて下痢、発熱、腹痛、吐き気などの症状を呈していることが判明した。検査の結果、患者27名中2グループ25名及び従事者8名中1名のふん便からノロウイルスGIIが検出され、うち従業員1名及び患者2名の遺伝子型が100%一致した。発症者の共通食は当該飲食店での食事のみであること、患者症状、潜伏期間がノロウイルスによる食中毒症状と一致していることなどから、葛飾区保健所は、当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>なお、患者2グループに共通する食品は一切なく、原因食品の特定には至らなかった。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概 要		
55	<p>4月26日19時40分、三鷹市内の患者家族から「息子が20日19時頃から千代田区内の飲食店で行われた大学生のコンパに参加し、鳥の刺身、サラダ、ステーキなどを喫食したところ、下痢、発熱、悪寒などの症状を呈した。受診先の医師から0157といわれた。コンパに参加した他3名も同様の症状を呈している。」旨、東京都保健医療情報センターを通じて千代田保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、20日19時から22時にかけて、春のパーティーメニュー（日向鶏のたたきと菜の花の柚子胡椒ソース、じゃがいもタラモ風ブルスケッタ、ステーキ、パスタなど）を喫食した34名中17名が、21日10時から25日21時にかけて腹痛、下痢、頭痛、発熱などの症状を呈していた。</p> <p>患者の共通食は当該施設の食事のみであり、患者全員が喫食している日向鶏のたたきと菜の花の柚子胡椒ソースは表面のみを焼き、中は生のまま提供されていた。発症者9名のふん便からカンピロバクターが検出されたこと、患者症状、潜伏期間がカンピロバクターによる食中毒症状と一致していることから、千代田保健所は、当該飲食店が提供した「春のパーティーメニュー」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
56	<p>4月26日12時40分、品川区勤務の会社員から「22日19時から22時30分にかけて、社員18名で品川区内の飲食店にて会食をしたところ、23日から24日にかけて10名が腹痛、下痢、おう吐、発熱などの症状を呈した。」旨、品川区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、22日19時から当該飲食店にて前菜（塩コブキャベツ）、シーフードサラダ、海鮮オードブルなどを喫食した18名中10名が、23日7時から25日0時にかけて腹痛、下痢、おう吐、発熱、寒気などの症状を呈していた。</p> <p>患者の共通食は当該施設の食事のみであり、患者全員が喫食しているメニューは「はまぐり焼き物」のみであった。従業員の聞き取り調査から、当該メニューのはまぐりの加熱が不十分な可能性が高いことが判明した。検査の結果、発症者1名のふん便からノロウイルスGI、他発症者1名からノロウイルスGIIが検出された。患者症状、潜伏期間がノロウイルスによる食中毒症状と一致していることから、品川区保健所は、当該飲食店が提供した「はまぐり焼き物」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
57	<p>4月27日10時00分、足立区内の患者から「23日18時から、22名で文京区内の飲食店にて歓送迎会を行ったところ、25日昼から夜にかけて岩カキを喫食した8名が下痢、おう吐などの症状を呈した。」旨、都食品監視課を通じて文京保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、23日18時から21時にかけて、文京区内の飲食店において、岩カキを含むコース料理を喫食した2グループ25名中、10名が24日未明から25日夜にかけて、吐き気、下痢、おう吐などの症状を呈していた。</p> <p>検査の結果、患者6名のふん便からノロウイルスGI、2名からノロウイルスGII、1名からノロウイルスGI/GIIが検出された。患者全員が岩カキ（ボン酢）を喫食していること、患者の共通食は当該施設と勤務先の給食に限られ、給食の利用者で体調を崩したものは当該グループ以外にはいないこと、患者症状、潜伏期間がノロウイルスによる食中毒症状と一致していることから、文京保健所は、当該飲食店が提供した「岩カキ」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
58	<p>4月30日9時、文京区保健サービスセンターから「28日18時15分文京区内の大学の学生から、23日に文京区内の飲食店でレバ刺し等を喫食したところ、うち4名が24日から発熱、下痢、腹痛等の症状を呈した旨のメールがあった。」と文京保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループは大学の研究室の教職員、学生、OB等14名で23日19時30分から21時30分にかけて当該飲食店で牛刺し、牛レバ刺し、牛ハツ刺しを含む宴会料理を喫食しており、うち5名が24日10時から26日9時にかけて下痢、発熱、腹痛等の症状を呈していた。当該グループ14名のうち12名は2次会で文京区内の他の飲食店を利用していたが、患者1名は2次会において飲料のみの喫食であった。全員が当該大学内の給食施設を利用していたが、利用日時は異なっており食堂に他の同様苦情の届出はなかった。検査の結果、当該飲食店の参考食品（牛レバー）1検体及び患者3名のふん便からカンピロバクター・ジェジュニが検出された。このことから文京保健所は当該飲食店が調理提供した「宴会料理（牛刺し、牛レバ刺し、牛ハツ刺しを含む）」を原因とする食中毒と断定した。当該飲食店が仕入れた牛レバーは納品伝票に「要加熱」と記載されていたが、営業者の判断で刺身として提供されていた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概要			
59	<p>5月6日9時、小金井市内の患者の姉から、「弟が4月30日18時頃から、杉並区内の飲食店を6名で利用したところ、5月3日7時に下痢、腹痛、発熱などの症状を呈し、救急外来を受診した。」旨、杉並保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、4月30日18時から20時にかけて杉並区内の飲食店において、焼鳥、サラダ、刺身などを喫食した6名中3名が、5月3日7時から12時にかけて、下痢、腹痛、発熱、寒気などの症状を呈していた。発症者の共通食は、当該焼き鳥店で提供された食品のみであった。検査の結果、発症者3名中2名のふん便からカンピロバクター・ジェジュニが検出、調理等従事者4名中1名のふん便からカンピロバクターが検出された。また、患者症状、潜伏期間がカンピロバクターによる食中毒症状と一致していることから、杉並保健所は、当該飲食店が提供した食事を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>なお、加熱不足であった焼き鳥（ササミ、ハツ）が原因食品として疑われたが、喫食状況などから、特定するには至らなかった。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
60	<p>5月19日9時50分、墨田区内の医師から「患者を問診したところ、12日18時に患者を含む5名が生鶏肉などのメニューを飲食店にて喫食し、うち3名が下痢、発熱などの症状を呈したとの情報を得た。」旨、墨田区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、12日19時から墨田区内の飲食店にて、にこごり、生ササミ刺し、霜降りササミ刺し、スープ鍋等を喫食した5名全員が14日から17日にかけて、下痢、発熱、関節痛などの症状を呈していた。検査の結果、患者4名中3名のふん便からカンピロバクター・ジェジュニが検出された。発症者の共通食は当該飲食店での食事のみであること、食品、拭き取りの検査結果から、調理工程中に細菌による二次汚染が示唆されたこと、患者症状、潜伏期間がカンピロバクターによる食中毒症状と一致していることから、墨田区保健所は、当該飲食店が提供した「スープ煮定食」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>なお、当該店での喫食メニューを調査したが、発症率に料理別の有意な差は見られず、原因食品を特定するには至らなかった。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
61	<p>5月24日12時50分、千代田区内の事業者に勤める患者から「18日21時30分より千代田区内の飲食店にて、3名で会食をしたところ、19日9時頃から3名全員が下痢などの症状を呈した。うち1名のふん便から、病院の検査にてサルモネラ属菌を検出した。」旨、千代田保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、18日21時30分より当該飲食店にて、鶏モモ肉、鶏刺身3点盛り、水ナスの刺身、ハラミ焼きなどを喫食した3名全員が19日8時半から19日17時にかけて、下痢、発熱、腹痛などの症状を呈していた。検査の結果、従業員3名中3名及び患者1名のふん便からサルモネラ07が検出された。発症者の共通食は当該飲食店での食事のみであった。このことから、千代田保健所は、「飲食店の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>なお、原因食品については、鶏刺身3点盛りが疑われたが特定するには至らなかった。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
62	<p>5月27日16時45分、相模原市保健所から「病院担当者から、町田市内の飲食店を21日19時頃から利用した職場同僚27名のうち8名が22日9時頃から腹痛、下痢、発熱などの症状を呈したとの通報があった。」旨、都食品監視課を通じて町田保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、21日19時から21時半にかけて当該飲食店にて砂肝の酢の物、おまかせサラダ、刺身（かつお、白身魚）、地鶏のたたきなどを喫食した27名中9名が、22日6時頃から26日18時にかけて、下痢、発熱、倦怠感などの症状を呈していた。</p> <p>患者の共通食は当該施設の食事のみであり、患者3名及び非発症者1名のふん便からカンピロバクター・ジェジュニが検出されたこと、患者症状、潜伏期間がカンピロバクターによる食中毒症状と一致していることから、町田保健所は、当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>なお、喫食状況調査に基づき、原因食品の推定を統計的に試みたが、特定するには至らなかった。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概要		
63	<p>6月2日8時40分、江東区内の医師から「患者3名のふん便からカンピロバクターが検出された。」旨、江東区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者3名は23日12時から行われたバーベキュー大会に参加していた。また、大会参加者を調査したところ、参加者98名中12名が23日19時から6月4日午後にかけて下痢、腹痛などの症状を呈していることが判明した。検査の結果、患者ふん便6名からカンピロバクターが検出され、うち4名の血清型が一致した。患者の共通食はバーベキュー大会での食事に限られていたこと、患者症状、潜伏期間がカンピロバクターによる食中毒症状と一致していることから、江東区保健所は、「バーベキュー大会での食事」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	バーベキュー大会	調査実施施設 その他
64	<p>5月25日16時30分、足立区内の医師から「25日に腹痛で受診した患者から、内視鏡によりアニサキスを検出した。」旨、足立保健所に届出があった。</p> <p>患者調査の結果、患者は家族3名で24日11時半に、千葉県内のすし屋にてシメサバ、サーモン、生銀だらなどを喫食しており、患者1名が24日16時半頃から腹痛を呈していた。</p> <p>当該施設調査の結果、当該施設が提供した食品について、アニサキスの寄生が疑われる食材が特定されなかったこと、当該施設の処理工程で他食材からのアニサキスの移行を明確にする根拠を得ることができなかったことから、原因施設の特定には至らなかった。これらのことから、足立保健所は原因施設及び原因食品不明のアニサキスによる食中毒として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（すし）
65	<p>詳細（p. 122）に掲載</p>		
	原因食品の喫食場所	学校	調査実施施設 学校
66	<p>詳細（p. 124）に掲載</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（弁当）	調査実施施設 飲食店（弁当）
67	<p>6月3日14時ごろ、東村山市内の医療機関より「同医療機関の職員の検便を行ったところ1名からカンピロバクターが検出された。カンピロバクターが検出された職員を含む同課の職員計12名で5月28日18時30分から23時にかけて東村山市内の飲食店において会食したところ、そのうち7名が下痢、発熱等の症状を呈している。」旨、多摩小平保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、届出グループは病院の同僚12名で当該施設にてレバ刺し、鶏わさ、串焼き等を喫食しており、そのうち7名が5月31日5時40分から6月4日6時40分にかけて下痢、発熱、頭痛、腹痛等を呈していた。患者の共通食は当該施設の食事以外なかった。検査の結果、患者7名中4名からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。発症時間、症状がカンピロバクターの潜伏時間及び症状と一致した。このことから、多摩小平保健所は、当該店舗が提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概要		
68	<p>6月16日11時30分、調布市内の患者から、「7日に7名で調布市内の飲食店を利用したところ、参加者全員が10日以降、下痢、腹痛、発熱等を発症している。」旨、多摩府中保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者グループ7名は会社の同僚で、7日18時10分から20時10分にかけて当該飲食店で鶏刺し盛り合わせ、串焼き等を喫食しており、全員が10日14時から11日13時にかけて下痢、腹痛、寒気、発熱等を呈していた。患者は社員食堂を利用しているが共通メニューの喫食はなく、共通食は当該施設の食事以外なかった。検査の結果、患者6名のふん便からカンピロバクターを検出した。患者の潜伏時間及び症状がカンピロバクターによる食中毒と一致した。このことから、多摩府中保健所は当該施設が調理提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
69	<p>6月18日17時20分頃、八王子市内の予備校から「13日20時から八王子市内の飲食店で会社の懇親会を行ったところ、参加者9名のうち7名が14日から17日にかけて、腹痛、下痢発熱等の症状を呈している。」旨、八王子市保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、11日18時30分から13日20時にかけて当該施設を利用して、とりわさ、とりユッケ等を喫食した5グループ53名のうち、3グループ21名が11日22時から18日6時にかけて下痢、腹痛、頭痛、発熱等を呈していた。検査の結果、3グループ10名からカンピロバクター・ジェジュニが検出された。患者の潜伏時間及び症状がカンピロバクターによるものと一致していた。患者の共通食は当該飲食店で提供された食事以外になかった。患者を診察した医師から食中毒の届出がなされた。このことから、八王子市保健所は当該飲食店が提供した「鶏肉料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
70	<p>6月16日20時37分、伊勢原市に在住する患者から「会社同僚2名で11日17時から19時に千代田区内の飲食店で焼き鳥、ささ身刺身等を喫食したところ、2名とも食中毒様症状を呈した」旨、東京都保健医療情報センターを通じて千代田保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループは神奈川県内の会社同僚2名で11日は千代田区内のそば屋で昼食を、当該飲食店で夕食を喫食しており、13日19時から14日8時にかけて下痢、腹痛、おう吐、発熱等の症状を呈していた。また当該2名は千代田区内のそば屋、飲食店のほかに会社の社員食堂を共通に利用していたが、会社の社員食堂では別のメニューを喫食しており社員食堂に他の同様苦情はなかった。検査の結果、患者2名のふん便及び当該飲食店の参考食品（鶏ササミ刺し）1検体からカンピロバクターが検出されたが、患者2名の共通食が3施設あり、うち2施設で同一メニューを喫食しておりいずれの施設も鶏肉を食材として使用していたことから千代田保健所は原因施設不明の食中毒として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（一般）、飲食店（そば）
71	<p>6月17日9時50分、港区内の飲食店から「従業員16名中9名が14日夕方から16日にかけて、腹痛、下痢等の胃腸炎症状等を呈した。共通食の中に自店飲食店厨房で調理された賄がある。」旨、みなと保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、11日16時頃に賄いを喫食した従業員16名のうち9名が14日0時0分から15日9時0分にかけて下痢、発熱、腹痛等を呈していた。検査の結果、患者検便9名中6名からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者の共通食が10日から14日に当該施設が提供した賄のみであった。また11日の賄として羊のレバ刺しが含まれており、発症者全員が喫食していた。このことから、みなと保健所は6月11日に当該施設が提供した「賄の食事」を原因食とする食中毒と断定した。</p> <p>羊のレバ刺しは未使用部のレバーを購入したもので、生食用の表示はなく、また賄い用として調理したことから客への提供はなかった。賄いを原因食としており、客から苦情等が寄せられていないため、「業」には該当しないとして、不利益処分を行わなかった。</p>		
	原因食品の喫食場所	患者勤務地	調査実施施設 その他

番号	概要			
72	<p>6月16日、杉並区の幼稚園から「14日に幼稚園で作った飲み物を飲んだところ園児及び職員のうち約30名が15日から16日にかけておう吐、発熱、下痢等の症状を呈している。」旨、杉並保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、職員9名及び園児84名は、14日10時に園長等が製造した梅ジュースを、同日12時に水出し麦茶を当該幼稚園において喫食し、その後職員及び園児のうち57名が15日7時から16日19時にかけておう吐、下痢、発熱、腹痛等の症状を呈していた。検査の結果、発症者13名中12名からノロウイルスGⅡが検出された。発症者の共通食は梅ジュース及び麦茶しかなく、マスターテーブルを作成し、相対危険度の算出及びχ^2検定で解析したところ、両者に有意差はなかった。このことから、杉並保健所は当該施設が製造した「梅ジュース及び麦茶」を原因食品とする食中毒と断定した。</p> <p>梅ジュースは園庭にある梅の木より採取した梅を園児が触ることのできる遊戯室で追熟したものをを用いており、抽出時は園児が触ることが出来る場所に容器を保管していた。また、調理及び盛り付け時に水洗い程度の手洗いしか実施していないこと、調理器具等は水洗い程度の洗浄で使用していたこと、製造過程において加熱工程がないことから、手指及び調理器具等を解してノロウイルスが混入する可能性があり、調理工程において加熱工程がないことから、ノロウイルスが最終製品まで残存していたことが推定された。</p>			
	原因食品の喫食場所	その他（幼稚園）	調査実施施設	その他（幼稚園）
73	<p>6月23日11時35分、千代田区内の患者から「18日19時から新宿区内飲食店を利用した18名のうち16名が、21日10時ごろから22日21時にかけて下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈し、うち複数名が医療機関を受診した。」旨、都食品監視課を通じて新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、18日19時に当該飲食店を利用し、地鶏ささみ刺しとレバ刺しの盛り合わせ、焼鳥等を喫食した18名のうち16名が21日10時から22日21時にかけて下痢、発熱、腹痛等の症状を呈していた。発症者16名の共通食は当該飲食店で提供された食事のみであった。検査の結果、発症者12名よりカンピロバクターを検出した。このことから、新宿区保健所は「鶏刺しを含む会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
74	<p>6月25日10時30分頃、新宿区内の医療機関から、「病院を受診している作業員4名が24日17時から25日6時30分にかけて、吐き気、おう吐、下痢、発熱等の食中毒症状を発症している。」旨、新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者8名は24日17時から25日6時30分にかけて吐き気、発熱、下痢、おう吐等の症状を呈していた。患者らは建設現場従業員で空き民家を借り上げて、寝食を共に生活していた。朝食は、寄宿先で自炊し、昼食及び夕食は仕出し弁当屋が調製した仕出し弁当を喫食していた。検査の結果、患者8名中7名の検便及び、仕出し弁当屋調理従事者1名よりノロウイルスGⅡを検出し、の遺伝子型が一致した。このことから、新宿区保健所は「弁当」が原因の食中毒と断定した。</p> <p>22日及び23日の昼食及び夕食を利用した患者グループ以外の13施設に同様の患者は認められず、また22日夕食及び23日夕食は3グループ27名が喫食していたが、他2グループ19名から同様の患者がいないことから、原因食品は22日昼食および23日昼食のいずれかと推定されたが、検査が保管されていなかったことから、原因食品の特定にはいたらなかった。</p>			
	原因食品の喫食場所	建設現場及び寄宿舎	調査実施施設	飲食店（仕出し）
75	<p>6月30日16時00分、品川区内の患者の親から「26日夕方に港区の飲食店で友人2名で食事をしたところ、27日昼ごろから体調が悪くなり、帰宅後体温を測ったら39℃以上あった。目黒区内の医療機関を受診し、29日に再度発熱があったことから、同じ医療機関を受診し入院した。」旨、都食品監視課を通じてみなと保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、26日に当該施設において海鮮チヂミ、トッポキ、チャブチェ、キムパ、白菜キムチ等を喫食した450名のうち4グループ9名が27日9時から16時にかけて下痢、発熱、腹痛等を呈していた。患者検便から食中毒起因菌およびウイルスは検出されず、病因物質は特定できなかった。しかし、患者の発症時間および症状が一致したこと、患者の共通食は、当該店舗にて提供された食事のみであったことから、みなと保健所は当該施設が提供した「会食料理」を原因とした食中毒と断定した。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概要		
76	<p>7月6日13時50分、港区内の飲食店業者より「6月22日夜に当該店舗で食事をした6名のうち、3名が27日夜から28日朝にかけて発熱、下痢等の体調不良を呈した。苦情者は業者へ7月1日に連絡した後、5日に再度連絡をした。苦情者は現在も体調不良が続いている」旨、みなと保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、6月26日17時から19時30分にかけて当該施設を利用した6グループ18名のうち14名が27日16時0分から29日6時30分にかけて下痢、吐き気、発熱等の症状を呈していた。検査の結果、発症者7名中3名からノロウイルスGIIを検出した。発症者14名の共通食は当該店舗の食事以外なかった。このことから、みなと保健所は、「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>喫食状況調査および調理工程表から原因食品を特定することはできなかった。体調不良を訴える従業員はいなかったが、調理従事者検便1検体、サービス従事者検便1検体からノロウイルスGIIが検出されたことから、手洗い不足などにより、調理した食品を汚染した二次汚染の可能性が考えられた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
77	<p>7月16日10時30分、千葉県のある医療機関から「食中毒様症状を呈し受診した患者の検便より、腸炎ピブリオ及び大腸菌O6を検出し、同行者も同様の症状を呈している。調査を行ったところ、2日に世田谷区内の親戚宅で寿司の出前を喫食している。」旨、都食品監視課を通じて杉並保健所へ連絡があった。</p> <p>調査の結果、2日13時30分に法事で寿司を喫食した9名のうち6名が2日18時から4日朝にかけて下痢、おう吐、腹痛を発症しており、一緒に寿司を喫食した葬儀社勤務者1名も発症していた。患者の共通食が当該店舗が調整した寿司のみであること、患者のうち2名が医療機関の検便で腸炎ピブリオを検出したこと、この2名の患者を診察した医師から食中毒患者届出票が提出されたことから、杉並保健所は当該飲食店が提供した「寿司」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	患者親戚宅	調査実施施設 飲食店（すし）
78	<p>詳細 (p. 127) に掲載</p>		
	原因食品の喫食場所	自宅他	調査実施施設 飲食店（一般）
79	<p>詳細 (p. 129) に掲載</p>		
	原因食品の喫食場所	学校	調査実施施設 学校
80	<p>7月21日、江戸川区内の医療機関より、「17日19時より港区内の飲食店で会食を行った13名中、9名が19日よりおう吐などの症状を起こした。」旨、都食品監視課を通じてみなと保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、19日19時に当該施設にてアスパラのイカソーメン巻き、すくい豆腐、ハンバーグ等を喫食した13名のうち9名が17日23時00分から20日6時30分にかけて吐き気、発熱、下痢、おう吐等の症状を呈していた。発症者9名の共通食は、当該店舗から提供された会食料理のみであった。検査の結果、患者検便および従業員検便よりノロウイルスGIIが検出された。発症者6名の検便と調理従事者2名の検便から同一遺伝子配列のノロウイルスを検出した。発症者の潜伏時間および症状が、ノロウイルスによるものと一致していた。</p> <p>このことから、みなと保健所は、当該店舗が提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概 要		
81	<p>8月2日10時、新宿区内の会社員から「7月26日18時から、会社同僚8名で新宿区内の鶏料理屋で食事したところ、6名が28日から下痢、腹痛、頭痛、発熱の食中毒症状があった。それぞれが医師の診察を受け、千葉の病院で受診した人は細菌性の中毒と診断された。」旨、新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、26日18時より当該施設において串焼きコースを喫食した1グループ8名のうち7名が、27日11時30分から28日7時にかけて下痢、発熱、腹痛等を呈していた。発症者は同じ職場に勤務しているが、他に共通する食事はなかった。検査の結果、患者検便4名からサルモネラ・エンテリティディスが、1名からカンピロバクター・ジェジュニが検出された。このことから新宿区保健所は、「串焼きコース料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
82	<p>8月3日、足立区内の病院2施設から、足立保健所に腸管出血性大腸菌0157（VT1、VT2陽性）の感染症発生届が提出された。病院を受診した患者は、それぞれ1名であった。</p> <p>調査の結果、足立区内の焼肉店を7月23日利用した169名のうち17時ごろ利用した1グループ2名と24日に利用した342名のうち19時30分頃に利用した1グループ4名が特上カルビ、上タン塩、牛レバ刺し等を喫食したところ、4名が27日4時0分から30日15時0分にかけて下痢、腹痛、発熱、吐き気を呈していた。患者の共通食は当該飲食店での食事のみであった。検査の結果、患者菌株のPFGEパターンが一致した。このことから、足立保健所は「飲食店の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
83	<p>8月9日17時23分、豊島区内の医療機関から「本日、当病院内科で診察を受けた患者からカンピロバクターを検出した。7月30日午後8時から10時、3名で豊島区内の飲食店で鳥さし等を喫食しており、食中毒の可能性がある。」旨、江東区保健所へ連絡があった。</p> <p>調査の結果、30日20時から22時にかけて焼鳥、刺身（砂肝、レバー、むね、ササミの湯引き）等を喫食した3名のうち2名が31日10時から8月1日9時30分にかけて下痢、発熱、腹痛等を呈していた。検査の結果、患者検便2検体からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者の共通食は当該店舗が提供した食事のみであった。このことから、江東区保健所は、「飲食店の食事」を原因とした食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
84	<p>8月6日17時、豊島区内の患者から池袋保健所に「購入したカレー弁当とかつ井弁当を本日はに家族3名で分けて食べたところ、うち2名が16時頃からおう吐、下痢等の症状を呈した。」との連絡があった。</p> <p>当該弁当は豊島区内の飲食店が製造し、同区内の直売店で販売されていた。患者ら3名は6日12時に購入した弁当を12時15分に喫食し、うち2名が同日15時30分から16時にかけておう吐、発熱、下痢等の症状を呈していた。検査の結果、患者、当該弁当の空容器、調理従事者、拭き取り、参考品から黄色ブドウ球菌が検出され、コアグラゼ型及びエンテロトキシン型が一致した。患者の症状及び潜伏時間が黄色ブドウ球菌によるものと一致した。このことから池袋保健所は当該店が調製した「カレー弁当・かつ井弁当」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>当該弁当は前日に下処理、当日1時から9時にかけて調理が行われており、早朝から飲食店で販売されるとともに、直売店でも販売されていた。当該店では一度に大量の調理を並行して行っており、換気が不十分なため調理中の温度はかなり高かったと推測された。専用の手洗い設備を使用できないためシンクで手洗いを行っており、調理場や冷蔵・冷凍庫は整理整頓が行われておらず、加熱調理後の二次汚染等の衛生知識も欠如していた。これらのことから、黄色ブドウ球菌に感染した従事者の手指から施設や食品が汚染され、喫食されるまでの増菌の機会を経て事故に至ったと考えられた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般） 食料品等販売業	調査実施施設 飲食店（一般） 食料品等販売業

番号	概 要		
85	<p>8月16日15時15分、町田市内の少年野球チーム代表者から「6日、野球チーム26名、関係者3名の計29名で甲子園ツアーに参加したところ、20名が6日13時30分頃から、腹痛、下痢、発熱等の症状を呈している。」旨、町田保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者20名は6日13時30分から11日22時にかけて下痢、発熱、腹痛、下痢等の症状を呈していた。共通食は6日昼食から7日夕食までの旅行中の食事5回のみであり、大阪市内の飲食店で6日夕食に焼鳥や鳥のたたき、生肝等を喫食していたほか、京都市内の弁当店が調製した弁当を4回喫食していた。両施設を調査した結果、原因施設、原因食品の特定には至らなかった。検査の結果、患者12名からカンピロバクター・ジェジュニが検出された。症状がカンピロバクターによるものと一致したことから、町田保健所は原因施設及び原因食品不明の食中毒として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（一般） 飲食店（弁当）
86	<p>8月7日17時20分、練馬区在住の患者から「6日昼に練馬区内の飲食店で弁当を購入し3家族7名で喫食したところ、うち4名が7日からおう吐、下痢、腹痛等の症状を呈し受診した。」旨、練馬区保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループは夏休みを利用して集まった3家族7名で6日正午に当該飲食店で弁当（刺身（マグロ、ネギトロ等）、天ぷら（エビ、キス等）、ご飯等）を購入し、12時15分から14時30分にかけて喫食したところ、うち4名が7日2時から4時にかけて下痢（血便）、腹痛、発熱、吐き気、おう吐等の症状を呈していた。患者の共通食は当該飲食店が調製提供した弁当以外になかった。検査の結果、患者4名のふん便から腸炎ビブリオが検出された。このことから練馬区保健所は当該飲食店が調製提供した「弁当」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	自宅等	調査実施施設 飲食店（一般）
87	<p>8月14日、板橋区内の医療機関より板橋区内の特別養護保健施設入所者の検便から腸管出血性大腸菌O157（VT1、VT2+）が検出されたとして腸管出血性大腸菌感染症発症届が板橋区保健所に提出された。</p> <p>調査の結果、患者3名は7日から9日かけて発症しており、共通の食事は施設で提供された食事のみであった。検査の結果、7月31日の昼食で提供されたスイートサラダの検査より腸管出血性大腸菌O157が検出され、検便から検出されたO157のPFGEパターンがほぼ一致した。このことから板橋区保健所は「給食」を原因とした食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	介護老人保健施設	調査実施施設 集団給食（要許可）
88	<p>8月10日11時頃、武蔵野市在住の患者から、「8日18時頃に武蔵野市内の宅配寿司から配達された寿司を喫食した9名中5名が9日14時頃から下痢、腹痛などの食中毒症状を呈した。」旨、多摩府中保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、7日、8日に当該施設を利用した5グループ23名のうち、19名が8日14時0分から10日2時0分にかけて下痢、腹痛、吐き気、おう吐、発熱等の症状を呈していた。患者全員の共通食は8日に当該施設から宅配された寿司以外になかった。検査の結果、患者検便7検体から腸炎ビブリオが検出された。患者を診察した医師より、食中毒患者届出票が提出された。このことから、多摩府中保健所は「宅配寿司」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>調査の結果判明した5グループのうち1グループは20日の行政処分後、三鷹市内の医療機関の医師からの通報で判明し、もう1グループは営業者からの連絡で判明した。営業者は顧客への電話連絡した13日時点において新たな体調不良者を把握していたが保健所への報告不要と判断し、連絡が遅くなったとの報告を受けた。</p>		
	原因食品の喫食場所	患者宅及び外出場所	調査実施施設 飲食店（仕出し）
89	食中毒事件の詳細（p.131）に掲載		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
90	食中毒事件の詳細（p.133）に掲載		
	原因食品の喫食場所	自宅	調査実施施設 魚介類販売業

番号	概 要		
91	食中毒事件の詳細 (p. 133) に掲載		
	原因食品の 喫食場所	仕事関係の会合会場	調査実施施設 飲食店 (一般)
92	<p>8月26日12時10分、港区の会社員から「25日の昼に会社役員食堂を利用した11名の内、海鮮丼を喫食した9名全員が、喫食後3時間くらいから食中毒症状を呈した。」旨、みなと保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、25日12時0分から25日12時30分にかけて海鮮丼を喫食した9名全員が25日15時30分から25日18時0分にかけて下痢、吐き気、おう吐、発熱等を呈していた。検査の結果、患者ふん便4検体から食中毒起因菌、ウイルスは検出されなかった。しかし、患者の症状および潜伏時間が一致したこと、患者の共通食が当該施設が提供した食事のみであることから、みなと保健所は「海鮮丼定食」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>海鮮丼の中に生ヒラメがあり、ヒラメが関与する病因物質の不明の食中毒が疑われたが、食品残品がなかったことから病因物質の特定はできなかった。</p>		
	原因食品の 喫食場所	会社食堂	調査実施施設 飲食店 (一般)
93	食中毒事件の詳細 (p. 137) に掲載		
	原因食品の 喫食場所	売店付近	調査実施施設 菓子製造業
94	<p>8月31日13時48分、文京区内の医療機関より「食中毒を疑う患者を診察した。30日、会社食堂において、社員約40名が宴会を行った。宴会後、夜から翌朝にかけて、うち8名が下痢、おう吐、腹痛、発熱を主症状とする食中毒症状を呈したとのことであった。」旨、都食品監視課を通じて千代田保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、当該施設で30日18時15分から20時0分にかけてエビチリ、ホタテとエビのオードブル、馬刺し、天ぷら等を喫食した1グループ40名のうち10名が30日20時から31日7時20分にかけて下痢、発熱、吐き気等を呈していた。検査の結果、喫食者ふん便9検体から食中毒起因菌およびウイルスは検出されなかった。患者の共通食は当該施設が提供した会食のみであること、患者の症状および潜伏時間が一致したこと、発症者の喫食率が最も高かったのは、馬刺しであったことから、千代田保健所は「馬刺し」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>本件は、平成21年7月30日付厚生労働省事務連絡「病院物質不明有症事例の情報収集について」に該当する事例である可能性が高いことから、国立医薬品食品研究所微生物部にて患者が喫食した同一ロットの馬肉について寄生虫の検査を実施した。その結果、この馬肉から寄生虫のシストが少量検出され、遺伝子検査で住肉胞子虫陽性であることが確認されたが、人体に対する健康被害との因果関係については不明な点が多く、食中毒の原因物質として断定はできなかった。</p>		
	原因食品の 喫食場所	集団給食 (要許可)	調査実施施設 集団給食 (要許可)
95	<p>8月31日11時20分、八丈町内の医療機関より「町内の宿泊施設を利用している学生7名が病院を受診し、診察中である。」旨、島しょ保健所八丈出張所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、宿泊者33名は23日から当該施設に宿泊しており、すべての食事は宿泊施設から提供されていたものを喫食していた。発症者17名は、30日13時から9月1日2時にかけて下痢、発熱、頭痛、腹痛等の症状を呈していた。検査の結果、喫食者32検体中20検体からサルモネラ・エンテリティディスが検出された。また患者を診察した医師より、食中毒の届出があった。このことから、島しょ保健所八丈出張所は「旅館の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の 喫食場所	飲食店 (旅館・ホテル)	調査実施施設 (飲食店 (旅館・ホテル))

番号	概要		
96	<p>9月13日12時15分、品川区内の医師から「診察した患者の検便検査の結果、カンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者は29日渋谷区内の飲食店で30名で食事をしている。このうち12名が下痢、発熱症状を呈し、別の医療機関を受診し、カンピロバクターを検出している者がいるらしい。」旨、都食品監視課を通じて渋谷区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、当該グループ36名は29日19時から23時にかけて鶏胸肉のカルパッチョ、地鶏炭火焼、チキン南蛮等を喫食しており、そのうちの8名が30日13時から9月2日24時にかけて下痢、発熱、腹痛等を呈していた。患者の共通食は29日に当該施設が提供した会食料理のみであった。検査の結果、患者検便8検体のうち、4検体からカンピロバクター・ジェジュニが検出された。このことから、渋谷区保健所は「鶏胸肉のカルパッチョを含む会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
97	<p>9月8日14時、中野区内の患者から「中野区内の飲食店で3日21時30分から、2社の社員約20名で会食したところ、4日から7名が下痢、腹痛、発熱等の症状を呈している」旨、中野区保健所に連絡があった。</p> <p>患者グループは23名で当該飲食店を利用し、地鶏串、白レバポン酢、つくね焼、サラダ等の宴会料理を喫食しており、うち11名が4日15時から7日11時にかけて下痢、発熱、腹痛等の症状を呈していた。患者は中野区内の2社に勤務しており、両社の代表者は同一であるが日常的な交流等はなく、共通食は当該飲食店の食事のみであった。検査の結果、患者ふん便からサルモネラ・エンテリティディスが検出された。患者の症状及び潜伏時間がサルモネラによるものとほぼ一致することから、中野区保健所は当該店が調理提供した「宴会料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>当該飲食店では調理場の手洗い設備と消毒装置が撤去されており、便所手洗いにも固定式消毒装置が設置されておらず、手洗いが適切に行えない状況であった。また、つくね焼のたれとして、生鶏卵の卵黄に温かい焼鳥のたれをかけたものが提供され、暑い宴会場内で宴会終了時まで喫食が可能であり、鶏卵の提供方法として不適切な状態であった。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
98	<p>9月11日17時40分、「北区在住の患者が6日に腹痛、下痢、発熱等の症状を呈し、板橋区内の医療機関を受診したところ、患者検便からカンピロバクターが検出された。患者は3日に品川区内の飲食店を会社同僚13名で利用している。」旨、都食品監視課を通じて品川区保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループは13名で3日19時30分から23時にかけて当該飲食店でレバ刺し等を喫食しており、うち7名が4日8時から8日23時にかけて下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。患者の共通食は当該飲食店での食事以外になかった。検査の結果、患者4名のふん便からカンピロバクター・ジェジュニが検出されたことから品川区保健所は当該飲食店が調理提供した食事を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
99	<p>9月9日12時頃、品川区の会食主催者から「4日の18時から21時にかけて、豊島区内の施設で行われたパーティの参加者51名のうち、22名が5日から6日にかけておう吐、下痢、発熱等の症状を呈している。」旨、池袋保健所に連絡があった。調査の結果、4日18時から21時に会食した51名のうち18名が5日2時から7日15時にかけておう吐、下痢、発熱等を呈していることが判明した。検査の結果、患者11名及び従業員6名からノロウイルスGⅡを検出し、症状及び潜伏時間もノロウイルスによるものと一致した。発症者ふん便のノロウイルスGⅡと従業員のノロウイルスGⅡの遺伝子配列を検査したところ、完全に一致した。また発症者の共通食は、当該施設で提供された料理だけのみであった。このことから、池袋保健所は本件を「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>従業員の中に不顕性感染者がいたことから、調理従事者の二次汚染により食中毒が発生した可能性が高いと考えられた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概要		
100	<p>9月14日10時30分頃、西東京市内の医療機関事務職員から「当医療機関の医師が食中毒の届出をしたいと言っている。」旨、多摩小平保健所に連絡があった。調査の結果、当該医療機関の職員16名が3日18時30分から21時にかけて西東京市内の飲食店で鶏レバ刺し、サラダ等を喫食したところ、うち4名が6日18時から7日16時にかけて下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の食事以外になかった。検査の結果、患者2名のふん便からカンピロバクター・コリが検出されたことから多摩小平保健所は「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
101	<p>9月9日11時、青梅市内の患者2名より「8日午前12時頃、青梅市内の飲食店で飲食した2グループ4名中4名が、下痢、腹痛の症状を呈している。」旨、西多摩保健所に連絡があった。調査の結果、8日12時00分に当該店舗でつけ麺を喫食した2グループ4名全員が8日22時00分から9日4時00分にかけて下痢、腹痛の症状を呈していた。また患者4名の共通食は、この「つけ麺」以外になかった。検査の結果、患者3名の検便からエンテロトキシン産生性ウエルシ菌が検出された。このことから、西多摩保健所は「つけ麺」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
102	<p>9月16日12時40分、江戸川区内の患者から「10日に江戸川区内の飲食店にて会社の同僚5名と共に食事を行ったところ、6名全員が下痢、腹痛等の食中毒様症状を呈している。」旨、江戸川保健所に連絡があった。調査の結果、10日19時から23時にかけて白レバ刺（牛）、タン塩、かつお刺、焼鳥、ししゃも等を喫食した1グループ6名のうち6名が11日23時から15日19時にかけて下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。患者グループの共通食は当該飲食店での食事以外になかった。検査の結果、患者5名からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者を診察した医師から食中毒の届出がされたことから、江戸川保健所は、「飲食店の食事」を原因とした食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
103	<p>9月13日15時15分、世田谷区内の飲食店のエリアマネージャーから世田谷保健所に「10日夜に当該店を利用した客から、参加者23名のうち15名が下痢、おう吐等の症状を呈している旨の連絡が入った。」との届出があった。調査の結果、10日18時から21時にかけて当該店を利用しサラダ、カルパッチョ、ピザ等を喫食した3グループ44名のうち2グループ21名が、11日10時から13日11時にかけて下痢、おう吐、発熱、腹痛等の症状を呈していた。検査の結果、2グループの患者からノロウイルスGⅡが検出され遺伝子型が一致した。2グループに接点はなく共通食は当該店の食事のみであった。このことから、世田谷保健所は「飲食店の料理」を原因とする食中毒と断定した。当該店ではホール担当者1名が当日22時頃から下痢等の症状を呈していたが、この担当者を含め従業員19名からノロウイルスは検出されなかった。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
104	<p>9月21日9時20分、板橋区教育委員会より、「本学において、下痢等の症状を呈して欠席した児童が17名、早退した児童が2名いる。学校では18日11時から14時にかけて、PTA主催による祭りが開催され、家庭科室で食品を調理した。」旨、板橋区保健所に連絡があった。調査の結果、18日11時から祭りで提供されたやきそば、フルーツポンチ、フランクフルト、フライドポテト等を喫食した約530名のうち63名が19日2時から22日午後にかけて下痢、おう吐、発熱、腹痛等の症状を呈していた。共通食は祭りで提供された食品以外になかった。検査の結果、患者検便50検体からノロウイルスGⅡが検出され、このうち7名についてノロウイルス遺伝子精密検査を実施したところ、7名全員が100％一致した。このことから、板橋区保健所は「お祭りで提供された食品」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	その他（小学校）	調査実施施設 その他（小学校）

番号	概 要			
105	食中毒事件の詳細 (p. 139) に掲載			
	原因食品の 喫食場所	社会福祉施設等	調査実施施設	飲食店 (仕出し)
106	<p>9月29日17時20分、三鷹市内に勤務する患者から「22日の夜に三鷹市内の飲食店にて同僚8名で会食をしたところ、7名が下痢、腹痛、発熱等の症状を呈した。」旨、多摩府中保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者グループは22日17時30分から当該施設において鶏刺し四点盛りなどを8名で喫食し、うち7名が23日22時から26日15時にかけて下痢、腹痛、発熱等を発症していた。また、検査の結果、患者ふん便5検体からカンピロバクター・ジェジュニ及びコリが検出された。患者の症状及び潜伏時間がカンピロバクターによるものと一致したこと、共通食が他にないことから多摩府中保健所は当該施設が提供した「鶏刺し四点盛りを含む食事」を原因とする食中毒と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設	飲食店 (一般)
107	<p>10月5日15時25分、墨田区内の患者から「9月26日に墨田区内の飲食店にて同僚4人で焼肉・レバ刺し等を食べたところ、29日に3人が下痢、おう吐、発熱等の症状を呈した。」旨、墨田区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、26日21時頃から4名でレバ刺し、ハチノス、レバー、ハツ、ハラミ、上タン塩等を喫食したところ、3名が29日18時から22時30分にかけて下痢、発熱、頭痛、吐き気、おう吐等を呈していた。患者の共通食は、26日に提供された料理のみであった。検査の結果、発症者検便3検体からカンピロバクター・ジェジュニが検出された。潜伏期間、症状などがカンピロバクターによる食中毒症状と一致した。このことから墨田区保健所は「飲食店の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設	飲食店 (一般)
108	<p>10月10日18時37分、千葉市から「千葉市在住の患者が友人7名で2日19時から23時にかけて新宿区内の飲食店で会食をしたところ、うち4名が5日9時頃から下痢、腹痛等の症状を呈した。」旨、都食品監視課を通じて新宿区保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループは7名で2日19時から当該飲食店で鶏白レバー刺し等を喫食しており、うち4名が4日13時から5日16時30分にかけて下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の食事以外になかった。検査の結果、患者1名のふん便 (医療機関の実施した検便から検出した菌株) 及び参考食品1検体 (鶏白レバー (刺身用)) からカンピロバクター・ジェジュニが検出されたことから新宿区保健所は当該飲食店が調理提供した「鶏レバ刺しを含む宴会料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設	飲食店 (一般)
109	<p>10月9日20時15分、杉並区在住の患者から「4日21時から目黒区内の飲食店で友人10名で会食をしたところ、うち9名が腹痛、発熱等の症状を呈した。」旨、目黒区保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループは4日19時から21時にかけて当該飲食店で鳥白レバ刺し、焼き鳥等を含むセットメニューを喫食しており、うち8名が5日9時から9日8時にかけて下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の食事以外になかった。検査の結果、患者7名のふん便からカンピロバクターが検出されたことから目黒区保健所は「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設	飲食店 (一般)

番号	概要		
110	<p>10月18日10時00分、都内の大学生から「5日に新宿区内の飲食店にて約14名で会食をしたところ、うち2名が7日から頭痛、発熱、下痢等を発症した。その後、10日に同施設にて同じ大学の別グループが約25名で会食をしたところ、同様の症状を呈した者がおり、病院の検査でカンピロバクターが検出され食中毒の疑いがあると言われた。」旨、新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>両グループは当該施設において鶏ユッケ、レバーのタタキ、鶏刺し三品盛を含む同一メニューを喫食していた。調査の結果、5日19時から喫食した13名中4名と、10日19時から喫食した30名中12名の計16名が、7日10時から16日0時にかけて下痢、腹痛、発熱等を発症したことが確認された。また、検査の結果、患者8名からカンピロバクター・ジェジュニが検出された。</p> <p>患者の症状及び潜伏時間がカンピロバクターによるものと一致したこと、患者の共通食は当該施設における食事のみであることから、新宿区保健所は当該施設が提供した「鶏刺しを含む会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
111	<p>10月15日12時53分、大田区内医療機関の医師から、サルモネラを検出した患者について大田区保健所に食中毒の届出があった。また、同日14時26分、同医療機関の別の医師から、その患者の娘についても食中毒の届出がなされた。</p> <p>患者は親子（父と娘）で、父は10日の6時から、娘は12日の14時から腹痛、下痢、発熱等の症状を呈し、それぞれ発症日に受診、検便の結果、サルモネラが検出された。</p> <p>調査の結果、7日の夕食から9日の夕食までは患者らを含め家族3名で同じものを喫食しており、外食はしていなかった。9日の夜は他の家族4名と一緒に計7名で食事をしてしたが、他の家族に患者の発生はなかった。また、その際に市販のローストチキンが喫食されていたが、他から同様の苦情はなかった。</p> <p>以上のことから、大田区保健所は「家庭の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	家庭	調査実施施設 飲食店（そうざい）
112	<p>10月18日10時頃、葛飾区内の医療機関から足立保健所に「患者からカンピロバクターを検出した。この患者は10日に2名で葛飾区内の焼肉店を利用して11日朝に下痢を発症しており、同行者も発症している。」旨の連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者は11日2時から腹痛、下痢、発熱等の症状を呈していた。9日18時から家族10名程度で宇都宮市内の飲食店においてから揚げ等を喫食しており、また、10日17時から友人と2名で葛飾区内の焼肉店において焼肉等を喫食していた。9日の同行者に発症はなく、10日の同行者からカンピロバクターは検出されなかった。いずれの店舗も他に同様の苦情はなく、焼肉店の拭き取り、参考品、従事者からカンピロバクターが検出されなかったこと、潜伏時間がカンピロバクターによるものと一致しなかったことから、原因施設及び原因食品を特定するには至らなかった。このことから、足立保健所は原因施設及び原因食品不明の食中毒として処理した。</p>		
	原因食品の喫食場所	不明	調査実施施設 飲食店（一般）
113	<p>10月18日11時40分、小平市内の患者から多摩小平保健所に「15日に家族2名で小平市内の飲食店を利用しサバの刺身等を食べた。16日に胃痛等の症状を呈し受診したところアニサキス虫体が抽出され、胃アニサキス症と診断された。」との連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは15日21時50分から家族2名で当該店を利用し、シメサバ刺や鳥たたき、焼鳥等を喫食しており、そのうち1名が16日7時から胃痛、吐き気、発熱等の症状を呈していた。シメサバ刺は22時30分頃に2人前が提供されており、家族が一切れを、残りを患者が喫食していた。患者の胃から抽出された虫体が検査によりアニサキスと同定されたこと、潜伏時間を考慮した魚介類の生食は当該店の食事のみであり、家庭での生の魚介類の調理もおこなっていなかったことから、多摩小平保健所は当該店が調理提供した「シメサバ刺」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>当該店では生のサバを使用しており、目視で寄生虫の除去を確認し、塩や食酢で調理後に冷凍庫中で1時間冷凍保管していたが、いずれも不完全であったためアニサキスを除去・死滅できなかったと考えられた。また、鳥たたきや牛レバ刺等も提供していたため、肉の生食の危険性についても併せて指導を行ったところ、提供を中止した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概 要		
114	<p>10月21日10時30分、川崎市内の患者から「15日12時頃に世田谷区内の飲食店を2家族4名で利用したところ、16日から4名ともおう吐、下痢等の症状を呈した。」旨、世田谷保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者グループは15日正午から4名で当該施設にてバイキング料理を喫食し、4名全員が16日16時から17日12時にかけて下痢、おう吐等を発症していることが判明した。検査の結果、患者3名及び従業員3名のふん便からノロウイルスGⅡが検出された。また、患者1名及び従事者2名由来のノロウイルスについて遺伝子型を確認したところ、100%一致した。</p> <p>患者の共通食は当該施設で提供された料理のみであること、症状及び潜伏時間がノロウイルスによるものと一致すること、従業員ふん便からもノロウイルスが検出され患者由来のものと遺伝子型が一致したこと、感染症の可能性が否定されたことから、世田谷保健所は当該「飲食店の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>その後、11月4日に報道等により本事件を知った別グループが探知された。このグループは3家族6名で15日の昼に当該施設を利用し、おう吐、下痢等を発症していた。調査の結果、家庭内での二次感染と判断された者を除き2名が本件の患者に追加された。発症日時は16日14時と17日4時で、うち1名からノロウイルスが検出され、調理従事者由来のウイルスと遺伝子型が一致した。これにより本件の患者数は計6名となった。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
115	<p>10月19日17時、秋田市保健所から「秋田市内の医療機関医師より、食中毒の疑いのある患者2名を診察したとの届出があった。患者らは会社の同僚で15日から16日にかけて東京へ出張している。」旨、都食品監視課を通じて、北区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者2名は、15日18時から他社の社員3名と一緒に計5名で北区内の飲食店にてレバー刺し等を喫食しており、17日15時から18日1時にかけて下痢、発熱等を発症していることが判明した。他社の3名は非発症であった。検査の結果、患者2名のふん便からカンピロバクター・ジェジュニが検出された。また、参考食品のレバー刺し等からもカンピロバクター・ジェジュニが検出された。</p> <p>患者らの共通食は15日の昼にもあり、12時から他社の社員2名（夕食も一緒に喫食）と計4名で台東区内の飲食店を利用していた。しかし、患者の喫食メニューが異なっており、同様の苦情もなかったため本件との関連はないものと判断された。</p> <p>当該施設以外の共通食の関与が否定されたこと、患者の症状及び潜伏時間がカンピロバクターによるものと一致することから、北区保健所は当該飲食店が提供した「鳥レバー刺しを含む食事」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）、飲食店（すし）
116	<p>10月21日15時頃、和歌山県から「18日から20日にかけて、県内中学生ら11名が修学旅行で東京方面に向かったところ、生徒4名が20日朝から発熱、おう吐、腹痛等の症状を呈した。患者らは港区内の飲食店を利用している」旨、都食品監視課を通じてみなと保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、当該施設を利用した別グループにも患者がいることが判明し、最終的に調査協力の得られた11グループ1057名中59名の患者が確認された。患者は17日から22日の間に当該施設を利用し、18日13時から25日18時にかけて発熱、下痢、腹痛等を発症していた。潜伏時間は、当該施設での喫食開始時刻を起点として10時間から30時間に一峰性のピークが見られた。また、検査の結果、患者ふん便19検体及び残品のケーキからサルモネラが検出された。</p> <p>患者の共通食が他にないこと、症状及び潜伏時間がサルモネラによるものと一致すること、残品のケーキからもサルモネラが検出され、χ^2検定の結果でも有意差がみられたことから、みなと保健所は「ケーキ」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>ケーキは冷凍状態で仕入れ、当該施設にて解凍後、盛り付けて提供したものであった。ケーキの廻り調査の結果、他に同様の苦情はなく、製造施設及び調理従事者からサルモネラは検出されなかったことから、汚染経路の特定には至らなかった。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）、菓子製造業

番号	概要		
117	<p>10月23日19時10分、板橋区内の医療機関から「14日19時30分、職場のグループ8名が北区内の飲食店でシャモ刺しや鳥ユッケ等を喫食したところ、うち4名が18日22時頃から下痢等の症状を呈し、2名の病院検便からカンピロバクターが検出された。」旨、都食品監視課を通じて北区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者ら8名は14日19時30分に当該店でシャモ刺し、鳥ユッケ、鶏肉黒胡椒焼き、生カキ、刺身等を喫食しており、うち3名が18日22時から19日朝にかけて下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。検査の結果、患者のうち2名からカンピロバクター・ジェジュニが検出された。患者の共通食は当該店の食事のみであった。このことから、北区保健所は当該店が調理提供した「シャモ刺し、鳥ユッケを含む食事」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>発症者、非発症者の喫食状況がほぼ一致していたため原因食品の特定には至らず、鳥肉を生または加熱不十分で提供したことが原因と考えられたが、調理場の手洗い設備と手指の消毒装置が使用できない状況であったことから、日常的に従業員の手洗いが不十分であり、調理後の食品が二次汚染を受けた可能性も考えられた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
118	<p>10月26日13時20分、神奈川県在住の患者から「25日に町田市内のスーパーマーケットで購入した生秋刀魚寿司を喫食したところ、食後1時間で下痢、吐き気、腹痛を発症した。翌日受診したところ胃からアニサキス様の虫体が抽出され、胃アニサキス症と診断された。」旨、町田保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者は25日16時頃、「生・秋刀魚寿司（10個入り）」を購入者と2名で喫食し、患者本人のみが同日17時頃から下痢、腹痛、吐き気の症状を呈していた。検査の結果、患者の胃から抽出された虫体は<i>Anisakis simplex</i>と判明した。</p> <p>患者の症状及び潜伏時間がアニサキスによるものと一致すること、患者は発症前3日以内に当該寿司を除き生食用鮮魚介類を喫食しておらず、生の魚介類の調理も行っていなかったこと、販売記録等から当該施設と一緒に当該品を喫食した購入者に当該寿司を販売した事実が確認されたことから、町田保健所は当該施設が調理し販売した「生・秋刀魚寿司」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>当該寿司には、フィーレ状に加工されたサンマを仕入れて使用していたが、冷凍工程がなかったため、筋肉部に移行していたアニサキスが生存していたのとも考えられた。</p>		
	原因食品の喫食場所	家庭	調査実施施設 飲食店（弁当）
119	<p>11月4日14時30分、都内の大学生から「10月29日に中央区内の飲食店にて、大学の学生と教授計14～15名で会食したところ、29日深夜からおう吐、発熱等の食中毒様症状を呈した者がいる。」旨、中央区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者グループは、29日18時30分から14名で当該施設にて牛レバ刺しを含むコース料理を喫食しており、うち8名が30日2時から11月2日11時にかけて下痢、発熱等を発症していた。検査の結果、患者と非発症者各1名のふん便からカンピロバクター・ジェジュニが検出された。患者の症状及び潜伏時間がカンピロバクターによるものと一致すること、共通食が当該コース料理のみであることから、中央区保健所は当該施設で提供された「牛レバ刺しを含むコース料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>レバ刺しとして提供された加熱用の牛レバーにカンピロバクターが付着していたか、原材料由来のカンピロバクターによる二次汚染と推定された。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概要		
120	<p>11月3日16時55分、中央区内の医療機関から東京都保健医療情報センターを通じて、「食中毒様症状を呈した患者2組4名を診察した。」旨、中央区保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは中央区内の飲食店を利用しており、その飲食店の他の利用客にも患者が発生していることが判明した。調査の結果、10グループ22名が2日12時から3日12時にかけて当該施設を利用し、うち10グループ16名が2日の16時から3日の19時にかけて下痢、おう吐等を発症したことが確認された。患者の多くは喫食後3時間から6時間で発症していた。また、検査の結果、患者11名のふん便、患者1名のおう吐物、食品残品及び参考品各1検体、施設及び従業員手指等の拭き取り計9検体から、黄色ブドウ球菌が検出された。このうち、患者2名のふん便、患者1名のおう吐物、食品残品及び参考品各1検体、施設及び従業員手指等の拭き取り計9検体由来する黄色ブドウ球菌について、コアグラゼ型（VI型）及び産生する毒素型（A型）が一致した。</p> <p>患者の共通食が当該施設のシンガポール料理バイキングのみであること、患者及び施設関係の検体から検出された黄色ブドウ球菌のコアグラゼ型及び毒素型が一致したこと、患者の潜伏時間と症状が黄色ブドウ球菌によるものと一致することから、中央区保健所は当該施設で提供した「シンガポール料理のバイキング」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>調理従事者の中には手荒れや化膿のある者がおり、素手で調理作業を行っていた。そのため、調理従事者由来の黄色ブドウ球菌が調理時に食品に付着し、喫食までの間に菌が増殖し、エンテロトキシンが産生されたものと推定された。</p>		
原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
121	<p>11月9日13時44分、多摩立川保健所から「立川市内の飲食店従事者から、4日19時頃から2名で目黒区内の飲食店にて鶏胸肉のタタキなどを喫食したところ、5日4時頃から腹痛、下痢、発熱等を発症した旨、患者から届出があり、調査の結果もう1名も同様の症状を呈していることが確認された。患者2名の共通食は当該飲食店での食事以外にないとのことである。」旨、都食品監視課を通じて目黒区保健所に連絡があった。</p> <p>患者は2名とも多摩立川保健所管内の同じ飲食店の従業員（ホール係）であったため、勤務先施設について同保健所で調査を実施した。拭き取り及び調理従事者ふん便から食中毒起因菌は検出されず、賄いを食べている他の従業員に体調不良者はいなかった。また、勤務先施設の利用客から有症苦情等もないことから、多摩立川保健所は勤務先施設は患者の感染場所ではないと判断した。</p> <p>患者2名は、5日4時から12時にかけて下痢、腹痛、発熱等を発症していた。検査の結果、患者2名のふん便及び当該施設の拭き取りからサルモネラO4群が検出され、血清型が一致した。発症前4日間の遡り調査の結果、当該施設での会食の他に共通食がないこと、患者の症状及び潜伏時間がサルモネラによるものと一致することから、目黒区保健所は当該施設の提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>サルモネラに汚染された鶏肉を加熱不十分で提供したことによると考えられた。</p>		
原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
122	<p>11月12日16時50分、小平市内の患者から「5日18時頃から杉並区内の飲食店で4名で会食したところ、8日2時に下痢、腹痛、発熱等の症状を呈した。他に2名が同様の症状を呈している。」旨、都食品監視課を通じて杉並保健所に連絡があった。</p> <p>調査したところ、患者ら4名は5日18時に当該店で焼き鳥、ささみユッケ、うずら茹で玉子の漬け等を喫食しており、うち3名が8日2時から23時にかけて下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。患者らの共通食は当該店の食事とその後の居酒屋の食事であったが、居酒屋での喫食はお通しの枝豆のみで、他からの苦情は寄せられていなかった。患者1名からカンピロバクター・ジェジュニが検出されたこと、患者の症状及び潜伏時間がカンピロバクターによるものと一致していたことから、杉並保健所は「飲食店の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>当該店では加熱不十分の鳥肉が提供されていたが、喫食調査から原因食品の特定には至らなかった。</p>		
原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概要		
123	<p>11月12日11時25分、日野市内の医療機関から、「12日未明からおう吐、下痢、発熱等の食中毒症状を呈した大学の寮生12名を診察した。寮の食事が原因の食中毒の疑いがある」旨、南多摩保健所に連絡があった。</p> <p>患者が発生した寮には66名の学生と管理人夫婦が居住しており、毎日朝食と夕食が提供され、原因食品と断定された10日の夕食は59名が喫食していた。調査の結果、管理人1名を含む38名が11日23時から14日14時にかけて、発熱、おう吐、下痢等の症状を発症していた。なお、寮関係者以外に大学で同様患者の発生はなく、患者の共通食は寮の食事のみであった。検査の結果、患者ふん便34検体、おう吐物1検体、非発者ふん便1検体及び調理従事者のふん便1検体からノロウイルスが検出された。</p> <p>上記調査結果及び患者の症状及び潜伏時間がノロウイルスによるものと一致することから、南多摩保健所は本件を、当該「寮の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>ふん便からノロウイルスが検出された調理従事者は、9日に吐き気等の体調不良が認められたにもかかわらず調理に従事しており、調理作業時に手指を介して食品を汚染したと推定された。</p>		
	原因食品の喫食場所	集団給食（要許可）	調査実施施設 集団給食（要許可）
124	<p>11月13日11時06分、杉並区内の社会福祉施設長から「12日21時30分頃から13日朝にかけて、入居者100名のうち、18名がおう吐、下痢等の症状を呈した。系列病院で検査したところ、ノロウイルスを検出した。」旨、東京都保健医療情報センターを通じて杉並保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、入居者、施設職員、調理従事者計123名のうち37名が12日13時30分から14日7時00分にかけて下痢、嘔吐、吐き気等の症状を呈していた。施設は6階建てで、居室はトイレ、風呂が完備された個室であった。発症者は施設の各フロアにまたがっており、施設内での嘔吐等の目撃情報や発症日以前に具合の悪い入居者はなく、また入居者が参加するイベント等もなかった。検査の結果、患者ふん便16検体中13検体、調理従事者ふん便15検体中4検体、ふき取り21検体中トイレ関係の4検体からノロウイルスGⅡを検出し、遺伝子精密検査の結果、患者ふん便3検体、調理従事者ふん便3検体、ふき取り3検体の相同性が100%一致した。このことから、杉並保健所は、「老人ホームの食事」を原因とした食中毒と断定した。</p> <p>提供されたメニューについてχ^2検定で解析を行ったところ、11月11日の昼食メニューが有意であった。11日に腹痛がある調理従事者1名が従事者専用トイレで嘔吐し、洗剤とアルコールのみで掃除を行ったことから、ノロウイルスが十分に除去されず、トイレが汚染源となった。このトイレを使用した従業員の手にノロウイルスが付着し、その後の手洗いが不十分だったため、調理場内にノロウイルスが持ち込まれたものと考えられた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（集団給食）	調査実施施設 飲食店（集団給食）
125	<p>11月22日17時25分、長野県から「長野県内の医療機関から医療機関で実施した検便の結果カンピロバクターを検出した患者がいるとの連絡があり、患者を調査したところ、患者は11月12日に知人2名と新宿区内の焼き鳥屋で会食し11月15日から発熱、下痢等の症状を呈していた。」旨、都食品監視課を通じて新宿区保健所に連絡があった。調査の結果、当該グループは3名で12日19時から当該焼き鳥屋で焼き鳥盛り合わせ、鳥刺し（ハツ）等を喫食しており、3名全員が15日6時から16日6時30分にかけて吐き気、腹痛、発熱、下痢等の症状を呈していた。患者の共通食は当該焼き鳥屋の会食以外になかった。検査の結果、患者2名のふん便からカンピロバクター・ジェジュニが検出された。このことから新宿区保健所は「鶏刺しを含む会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概要			
126	<p>11月19日16時、板橋区保育サービス課から「区内保育園において19日から下痢、おう吐を理由に多数の園児が欠席している。大半の園児は18日から19日にかけて発症しており、一部は医療機関を受診している。」旨、板橋区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、園児及び職員計42名が、18日から21日にかけておう吐、発熱、腹痛、下痢等を発症していることが確認された。検査の結果、園児と職員及び調理従事者のふん便からノロウイルスが検出され、遺伝子型が一致した。</p> <p>18日以前に園内で感染症を疑わせるエピソードはなく、患者はいずれも園の給食室で調理された給食（昼食及びおやつ）を喫食して他に共通食はなかった。また、患者の症状及び潜伏時間は一致していた。以上の調査結果から、板橋区保健所は本件を当該保育園で提供した「給食」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>ノロウイルスに感染した調理従事者からの二次汚染の可能性が示唆されたが、調理従事者も給食を喫食していたため汚染源は不明であり、原因食品の提供日及びメニューの特定には至らなかった。</p>			
	原因食品の喫食場所	集団給食（届出）	調査実施施設	集団給食（届出）
127	<p>11月25日11時00分、千代田区内に勤務する患者から「22日20時から豊島区内の飲食店にて3名で会食したところ、1名が同日24時から吐き気、腹痛等の症状を呈し、24日に受診先の病院で内視鏡検査によりアニサキス2匹を摘出し、アニサキス症と診断された。」旨、池袋保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者は22日20時から21時にかけて当該施設にて友人2名と寿司等を喫食し、約3時間後の同日24時から吐き気を感じ、翌日胃痛を呈し、24日に受診していた。内視鏡検査の結果、患者の胃からアニサキス様の寄生虫2匹が摘出されており、鑑別の結果、いずれも<i>Anisakis simplex</i>の第3期幼虫と判明した。なお、同行者2名は非発症であった。</p> <p>患者の症状及び潜伏時間がアニサキスによるものと一致すること、胃からアニサキスが摘出されたこと、発症前3日以内の生食用鮮魚介類の喫食は当該施設での食事のみであったことから、池袋保健所は当該施設で提供した「寿司」を原因とするアニサキスによる食中毒と断定した。</p> <p>当該施設では冷凍品ではなく生のサバやイカを使用しており、寄生していたアニサキスが調理時に除去できずに提供されたものと考えられた。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（すし）	調査実施施設	飲食店（すし）
128	<p>12月7日12時5分、埼玉県から「11月25日に豊島区内の飲食店にて3名で会食したグループのうち1名が28日9時頃から発熱、下痢等の症状を呈して入院し、検便でカンピロバクターを検出したとの通報が、医師から埼玉県狭山保健所にあった。」旨、都食品監視課を通じて、池袋保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは11月25日の21時から当該施設にて3名でササミのユッケ等を喫食しており、3名とも27日16時から28日9時にかけて下痢、発熱、腹痛等を発症していた。検査の結果、患者3名のふん便からカンピロバクターが検出された。</p> <p>患者の発症状況がカンピロバクターによるものと一致すること、患者らの共通喫食は当該施設での会食以外にないことから、池袋保健所は当該施設の提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>ユッケに使用したササミは湯引き程度の加熱しかされていなかったことから、原因はカンピロバクターに汚染された鶏肉によるものと考えられた。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
129	<p>12月1日16時、江東区在住の患者の妻から、「11月29日18時30分に江東区内の飲食店にて家族3名で食事をしたところ、寿司を喫食した夫のみが30日3時頃から腹痛、吐き気等の症状を呈した。12月1日に医療機関でアニサキス症と診断された。」旨、江東区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、11月28日19時から当該施設を2名で利用した別グループの客のうち1名も29日5時頃から腹痛を呈し、12月1日に受診しアニサキス症と診断されていたことが判明した。この病院で患者の胃から摘出された虫体を鑑別した結果、<i>Anisakis simplex</i>と判明した。</p> <p>患者はいずれも当該施設で生サバから調製したシメサバを喫食していたことから、江東区保健所は「シメサバ」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>患者らが喫食したシメサバは11月27日に調製されたもので、冷凍工程もないため、除去されなかった筋肉中のアニサキスが生存したまま提供されたものと考えられた。</p>			
	原因食品の喫食場所	飲食店（すし）	調査実施施設	飲食店（すし）

番号	概要		
130	<p>12月3日9時30分頃、調布市内医療機関の医師から、「11月29日に胃腸炎症状で受診した患者検便からカンピロバクターを検出した。患者は26日に武蔵野市内の飲食店で鶏レバ刺しを喫食している。」旨、多摩府中保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは職場の同僚6名で11月26日18時30分頃から当該施設にて鶏レバ刺し等を喫食しており、うち2名が29日13時から同日15時にかけて下痢、発熱等の症状を呈していた。検査の結果、患者1名のふん便からカンピロバクターが検出され、もう1名もふん便由来の菌株がカンピロバクターと確認された。患者2名は発症前にそれぞれ勤務先の社員食堂を利用していたが、喫食メニューが異なり、他に同様の届出もないことから共通食から除外された。</p> <p>患者の症状及び潜伏時間等がカンピロバクターによるものと一致したこと、他に共通食がないことから、多摩府中保健所は当該施設で提供した「飲食店の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>カンピロバクターに汚染された鶏レバーを生食用として提供したこと、又は従業員の手指や調理器具等を解して食肉に付着していたカンピロバクターが他の食品を二次汚染したことが原因と考えられた。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
131	<p>食中毒事件の詳細（p.141）に掲載</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
132	<p>12月5日14時50分、千葉市から「5日昼に大田区内の飲食店で5家族11名が集まり会食をしたところ、同日夜から11名全員がおう吐、下痢、頭痛等の症状を呈した。」旨、都食品監視課を通じて大田区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、当該グループは法事で集まった親族5家族11名で5日13時から15時にかけて当該飲食店で会食したところ、11名全員が5日20時から6日23時にかけて吐き気、おう吐、発熱、腹痛、下痢等の症状を呈していた。患者の共通食は当該飲食店以外になかった。検査の結果、患者11名全員のふん便及び調理従事者4名全員のふん便からノロウイルスGⅡが検出された。このことから、大田区保健所は当該飲食店が調理提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>調理従事者に体調不良のものはなく、調理場内の手洗いが故障しており調理従事者はシンクで手洗いをしてきたことから不顕性感染した調理従事者の手指を通じて食品が汚染されたものと推定された。当該飲食店では調理場にベビーベッドが設置され乳児が滞在することもあった。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
133	<p>12月14日15時50分、文京区内にある大学の産業医から「4日に学生が9名で中野区内の飲食店にて鳥刺し等を会食し、うち7名が胃腸炎症状を呈し、1名の検便からカンピロバクターを検出した。」旨、都食品監視課を通じて中野区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは4日19時30分から9名で当該施設にて鳥刺し等を会食した後、他の飲食店で二次会を行っており、うち7名が6日18時から9日15時にかけて下痢、発熱等を発症したことが判明した。検査の結果、当該施設で収去した参考食品及び患者3名のふん便からカンピロバクターを検出した。</p> <p>患者の症状及び潜伏時間がカンピロバクターによるものとほぼ一致すること、当該施設がカンピロバクター食中毒の原因となりやすい鶏の内臓等を刺身で提供していたこと、二次会で利用した施設から食中毒起因菌が検出されなかったことから中野区保健所は当該施設の提供した「飲食店の食事」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概 要			
134	<p>12月7日16時25分、新宿区内百貨店の品質管理担当から「7日12時頃から社員食堂でカジキマグロ竜田揚げを喫食した7名が、同日14時30分頃から顔の紅潮や息苦しさ等の食中毒様症状を呈し、健康管理室で受診した。」旨、新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者は当該百貨店に勤務する13名で、7日12時から同日15時の間に同百貨店の社員食堂にてカジキマグロ竜田揚げを喫食しており、同日13時30分から17時30分にかけて、いずれも食後3時間までの短時間のうちに、発疹、頭痛、顔面紅潮等を発症していたことが判明した。</p> <p>検査の結果、検食及び参考食品から食中毒の病因物質は検出されなかった。しかし、患者の共通食が他にないこと及び発症状況から、新宿区保健所は当該百貨店の社員食堂の提供した「カジキマグロ竜田揚げ」を原因とするヒスタミンの食中毒と断定した。</p> <p>検食及び参考食品からヒスタミンが検出されなかったこと、原因食品の提供食数211食に対し発症率が6.2%と低かったことから、原材料の冷凍フウライカジキの一部に、発症に至る量のヒスタミンが生成されていたものと考えられた。しかし、施設での温度管理に不備が見られないこと、遡り調査で他から同様の苦情がないことから発生原因の特定には至らなかった。</p>			
原因食品の喫食場所	集団給食（要許可）	調査実施施設	集団給食（要許可）、魚介類販売	
135	<p>12月13日17時31分、足立保健所から「足立区内診療所の医師からノロウイルス食中毒の疑いがある患者を診察したとの通報を受けた。聞き取りから、患者は江東区内にある会社の社員で、10日に江東区内飲食店にて会社の同僚7名で会食しており、他にも体調不良で欠席しているものがあるとのことである。」旨、都食品監視課を通じて江東区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者グループは10日20時から当該施設にて7名で会食し、うち3名が12日9時から13日3時にかけて、下痢、おう吐等を発症していることが判明した。検査の結果、患者2名のふん便及び同一産地、同一出荷者の生カキからノロウイルスが検出された。</p> <p>患者は全員、当該施設で生カキを喫食していること、患者の症状及び潜伏時間がノロウイルスによるものと一致すること等から、江東区保健所は当該施設が提供した「生食用カキ」を原因とする食中毒と断定した。</p>			
原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）、魚介類販売	
136	<p>12月14日11時5分、新宿区内の病院職員から「11日に新宿区内の飲食店にて30名で職場の忘年会を行ったところ、11名が13日からおう吐、下痢の症状を呈している。」旨、新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは11日18時頃から当該施設にて30名で会食し、そのうち12名が12日16時から13日18時にかけて下痢、発熱、おう吐等を発症していたことが判明した。検査の結果、患者6名とホール担当の従業員3名のふん便からノロウイルスが検出され、遺伝子精密検査の結果、双方の遺伝子が一致した。また、患者に共通する喫食が他にないこと、感染症の可能性が否定されたことから、新宿区保健所は当該施設が提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>ノロウイルスに感染したホール担当者が、食器の用意や配膳、料理の取り分けなどの作業の際に、手指を介して食品を汚染したものと推察された。</p>			
原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）	
137	<p>12月19日13時30分、千葉県在住の患者から「13日に渋谷区内の飲食店にて会食をしたところ、17日から倦怠感、腹痛、下痢等を発症した。一緒に食事をした者のうち4～5名にも同じ症状がでている。」旨、渋谷区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは大学のゼミのメンバーで、13日20時から当該施設にて27名で鶏ももたたき等を会食し、うち5名が14日7時から18日20時にかけて、下痢、腹痛、発熱等を発症していたことが判明した。検査の結果、患者3名のふん便からカンピロバクターが検出された。</p> <p>患者の共通食が他にないこと、患者の症状及び潜伏時間がカンピロバクターによるものと一致することから、渋谷区保健所は当該施設で提供した「鶏ももたたきを含む会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>			
原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）	

番号	概 要		
138	<p>12月20日16時30分、台東区民から、「15日19時に、台東区内の飲食店にて馬肉料理を喫食したところ、16日6時頃から下痢、吐き気、おう吐等の食中毒様症状を呈した。」旨、台東保健所に通報があった。</p> <p>調査の結果、当該施設を14日18時30分から15日19時に利用した6グループ19名のうち12名が15日8時から17日7時30分にかけて下痢、発熱、腹痛等を発症していたことが判明した。患者及び調理従事者のふん便から本件の原因と考えられる食中毒起因菌及びウイルスは検出されず、参考食品の馬肉4検体についても同様であった。又、参考食品については寄生虫の核酸検出検査も行ったがいずれも陰性であった。</p> <p>複数のグループから患者が発生しており症状及び潜伏時間が一致していること、患者の共通食は当該飲食店での食事のみであり全員が馬肉を喫食していることから、台東保健所は当該飲食店で提供された「馬肉料理」を原因とする病因物質不明の食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
139	<p>12月21日8時頃、新宿消防署から新宿区保健所に「7時28分に新宿区内の大学から食中毒の疑いのある学生5名の緊急搬送要請を受けた。」旨の連絡があった。</p> <p>調査の結果、19日19時から大学内食堂で開催された研究室の会合に出席した学生とOB、教員計78名のうち21名が、20日23時から21日9時にかけて下痢、おう吐、腹痛等の症状を呈していた。検査の結果、患者15名、調理従事者1名及びホール担当者1名からノロウイルスGⅡが検出され遺伝子型が一致した。患者の共通食が会合の食事のみであったこと、症状及び潜伏時間がノロウイルスによるものと一致したことから、新宿区保健所は当該食堂が提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p> <p>会合では刺身舟盛り、にぎり寿司、サンドウィッチのほか、サラダや豚角煮等の大皿料理が提供されていた。そのうち刺身舟盛り、にぎり寿司、サンドウィッチは外注業者2社から納品されたものがそのまま提供されており、それ以外は当該食堂において冷凍食品の解凍・加熱や、カットされた状態で納品された野菜の盛り付けを行った程度であった。統計処理の結果、にぎり寿司が原因食品として疑われたが、外注業者における汚染は否定された。そのため、にぎり寿司が配達されたから喫食されるまでの間に、当該食堂において、従事者の手指や食器・器具類を介して汚染を受けたと推察された。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（集団給食）	調査実施施設 飲食店（集団給食） 飲食店（仕出し）
140	<p>12月27日17時25分、渋谷区内の病院職員から「22日夜に、渋谷区内の飲食店にて職員32名で会食をしたところ、同月23日から25日にかけて9名がおう吐、下痢、発熱等の食中毒症状を呈した。」旨、都食品監視課を通じて品川区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは22日19時30分から当該飲食店にて32名で生カキを含む会食をし、うち9名が23日14時から25日12時40分にかけて、吐き気、おう吐、下痢等を発症していることが判明した。検査の結果、患者7名のふん便及び当日提供されたカキと同一産地の生食用カキからノロウイルスが検出された。</p> <p>患者の共通食は他になく全員が生カキを喫食していること、症状及び潜伏時間がノロウイルスによるものと一致すること、感染症の可能性が否定されたことから、品川区保健所は当該飲食店で提供された「生食用カキ」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）、魚介類販売業
141	<p>12月24日13時30分、小笠原村内の会社から「22日に小笠原村内の飲食店にて職場の忘年会を行ったところ、参加者9名中7名が同月23日夜から下痢、おう吐、腹痛の症状を呈している。」旨、島しょ保健所小笠原出張所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは22日18時30分から当該施設にて8名で会食し、うち6名が24日1時頃から25日0時頃にかけて、腹痛、下痢、発熱等を発症していることが判明した。検査の結果、患者3名を含む喫食者4名及び調理従事者のふん便からノロウイルスが検出され、遺伝子型が一致した。</p> <p>患者の共通食が他にないこと、症状及び潜伏時間がノロウイルスによるものと一致すること、感染症の可能性が否定されたことから、島しょ保健所小笠原出張所は当該飲食店で提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）

番号	概 要		
142	<p>12月28日16時35分、千代田区内に勤務する患者から、「24日に千代田区内の飲食店にて10名で会食をしたところ、そのうち7名程度が26日から腹痛や下痢等の症状を呈している」旨、千代田保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは24日20時から当該施設にて10名でカキとほうれん草のバルサミコンテ一等を喫食し、うち7名が25日14時から27日8時にかけて下痢、腹痛、おう吐等を発症していることが判明した。検査の結果、患者5名と従業員1名のふん便からノロウイルスが検出された。</p> <p>患者の共通食は当該施設における食事のみであり全員が「カキとほうれん草のバルサミコンテ」のカキを喫食していること、調理再現実験から、当該料理のカキはノロウイルスを死滅させるのに十分な過熱がなされなかった可能性が高いこと、患者から検出されたノロウイルスは複数の型が混在していること等から、千代田保健所は当該施設が提供した「カキとほうれん草のバルサミコンテ」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）
143	<p>平成23年1月3日14時48分、患者グループ代表から「12月29日13時から日野市内の飲食店にて親族12名で会食したところ、そのうち9名が30日夜から31日朝にかけておう吐、下痢等の症状を呈した」旨、東京都保健医療情報センターを通じて南多摩保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは12月29日13時から告別式後の精進落として当該施設を12名で利用しており、10名が30日15時から31日16時にかけておう吐、吐き気、下痢等を発症していた。また、28日の通夜の際にも当該施設から会食料理が提供されていたことが判明した。検査の結果、患者7名と調理従事者3名のふん便からノロウイルスが検出され、遺伝子精密検査の結果相同性が100%一致した。</p> <p>患者の共通食は12月28日及び29日の当該施設で調理された会食料理であったが28日の他の喫食者からは患者の発生がないこと、29日の会食を起点とする潜伏時間と症状がノロウイルスによるものと一致することから、南多摩保健所は当該施設が29日に提供した「会食料理」を原因とする食中毒と断定した。</p>		
	原因食品の喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設 飲食店（一般）